

令和7年度 市税のしおり



豊橋市南消防署大清水出張所



豊橋市

ホームページ <https://www.city.toyohashi.lg.jp/>

地方税の申告は地方税ポータルシステム「エルタックス」で



☆☆インターネットで簡単・便利☆☆

エルタックスは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

☆豊橋市で利用可能な届出等☆

担当課	税 目	利用可能な届出等
市民税課 ☎ 0532-51-2207	個人市民税	給与支払報告、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出、特別徴収義務者所在地・名称等変更届など
市民税課 ☎ 0532-51-2195	法人市民税	中間申告、確定申告、修正申告、法人設立・設置届、異動届など
	事業所税	資産割・従業者割の納付申告、免税点以下の申告、事業所等新設・廃止申告など
資産税課 ☎ 0532-51-2226	固定資産税（償却資産）	償却資産申告、種類別明細書など

詳しい内容につきましては、各担当課へお問い合わせください。

☆電子申告でとっても便利！

- インターネットでオフィスや自宅から手続きができます。
- 複数の地方公共団体へまとめて申告できます。
- エルタックス対応の市販税務・会計ソフトでそのまま申告できます。
- 無料ソフトウエア（PCdesk）で簡単に申告書を作成できます。

☆税理士等の電子証明書だけでOK！

申告手続きを代理人（税理士等）に委嘱する納税者の場合、納税者本人の電子証明書の取得は不要です。

☆電子納税サービスをご利用ください

- 対象税目 法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）

詳しい内容につきましては、市ホームページの納税課

「eLTAXを利用した電子納税について」（<https://www.city.toyohashi.lg.jp/18936.htm>）のページをご覧ください。

eLTAXご利用の流れ

①自分で申告する場合

パソコン環境の確認 ※1



電子証明書の取得 ※2



エルタックスホームページで必要事項を入力し「利用届出」を送信（電子証明書が必要）



「手続き完了通知」メールがE-mailアドレスに届いたら「PCdesk」をインストール（エルタックスホームページでダウンロード）し、「手続き完了通知」に記載された利用者IDと仮暗証番号を使用してログイン

②代理人（税理士等）を通じて申告する場合 ※3

パソコン環境の確認 ※1



エルタックスホームページで必要事項を入力し「利用届出」を送信（納税者本人の電子証明書は不要）



「手続き完了通知」メールがE-mailアドレスに届いたら、必要に応じて「PCdesk」をインストール（エルタックスホームページでダウンロード）



基本情報ファイルを担当の税理士等に渡す。

※1 OS等の制限があるので、エルタックスのホームページでご確認ください。

※2 エルタックスホームページで利用可能な電子証明書をご確認ください。なお、電子証明書の種類によってはICカードリーダー等が必要です。

※3 代理人（税理士等）も利用届出を提出し、利用者IDを取得する必要があります。（税理士等の電子証明書が必要）

エルタックスに関すること、手続きについてのお問い合わせは、エルタックスサポートデスクまでお願いします。

☎0570-081459

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

も く じ

第1章 財政のあらまし	1	第5章 市税を納めるには	49
第2章 市税収入の内訳と つかいみち	2	◆納税は期限内に	49
第3章 市税のあらまし	3	◆納付場所	49
①市民税	4	◆納税は便利な口座振替で	50
(1) 個人市民税	4	◆電子納税サービスの利用	50
(2) 法人市民税	23	◆納税の相談	51
②固定資産税	25	◆市税を滞納した場合	51
③都市計画税	36	第6章 国・県の税金	52
④市たばこ税	37	◆国税の種類	52
⑤鉱産税	37	◆県税の種類	53
⑥入湯税	37	第7章 税に関するQ & A	54
⑦軽自動車税	38	◆個人市民税	54
⑧事業所税	41	◆固定資産税	62
第4章 国民健康保険税	42	◆軽自動車税	63
◆目的と財政	42	◆市税証明	63
◆納税義務者	43	◆国民健康保険税	64
◆税額の算定方法	43	◆納税	65
◆国民健康保険税の 軽減・減免の制度について	44		
◆後期高齢者医療制度への 移行に伴う緩和措置	46		
◆納付方法	48		

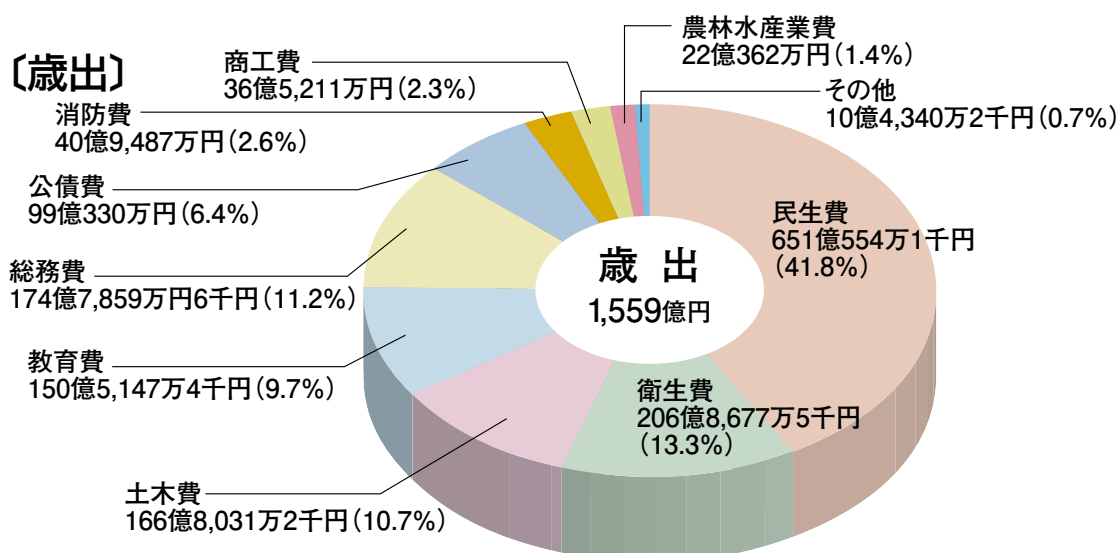
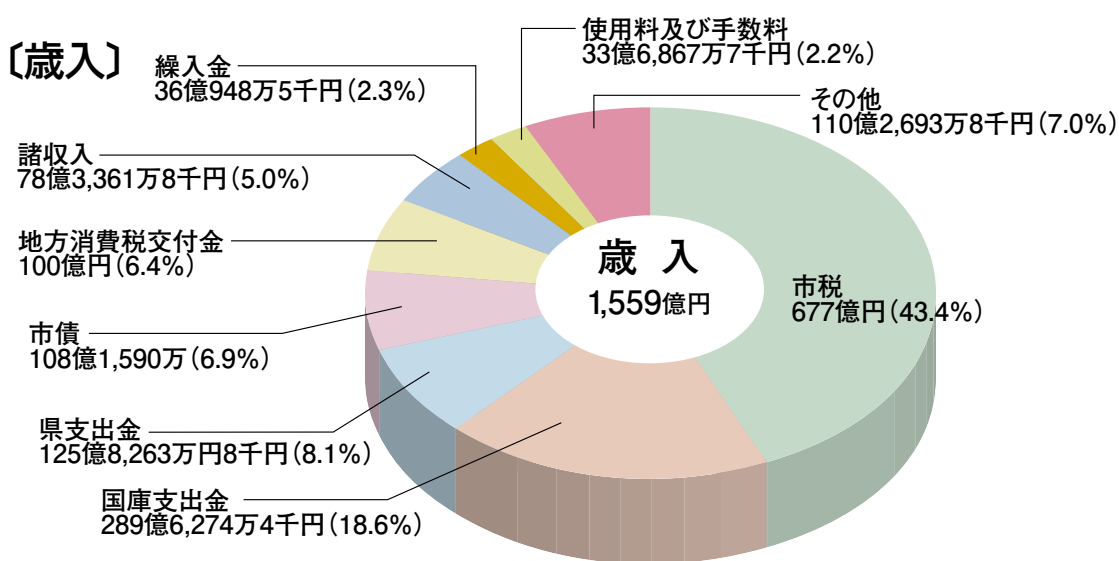
豊橋市の令和7年度当初予算総額は3,054億1千万円です。

このうち市民の皆さんに最も関係の深い一般会計予算は1,559億円で全会計の51.0%を占めています。また、競輪事業等の特別会計は768億9,400万円（25.2%）、病院事業等の企業会計は726億1,600万円（23.8%）となっています。

一般会計予算の内容をみてみますと、歳入では、市民の皆さんに納めていただく市税が677億円で、歳入総額の43.4%を占めており、まちづくりを進めるための重要な財源になっています。

そして、納めていただいた市税は、国庫支出金、県支出金及び市債など他の歳入とあわせて、産業の振興、都市の基盤整備、市民福祉の充実、生涯学習の推進、都市景観等の整備、消防防災体制等の整備、ごみ処理対策などさまざまな市の仕事の費用にあてられています。

一般会計予算



●市税収入の内訳●

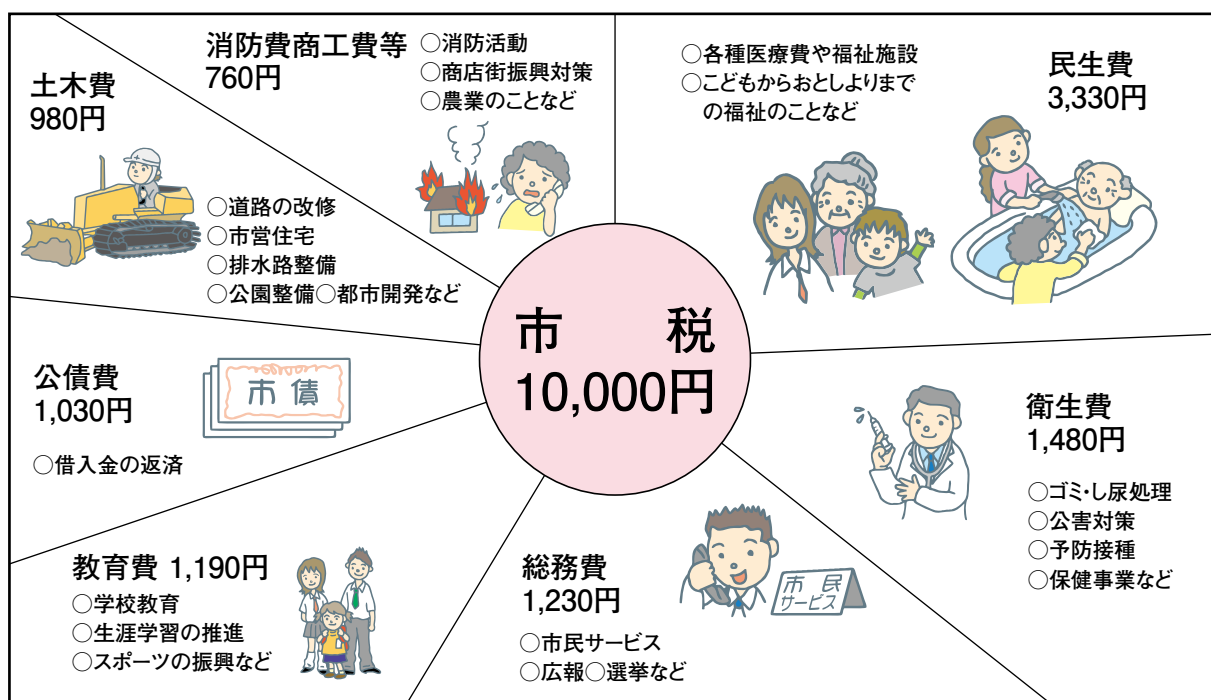
豊橋市では、市民の皆さんが、豊かで健康な暮らしができるよういろいろな仕事を行っていますが、市税はこれらの仕事を進めるうえで中心となる最も重要な財源です。

市民の皆さん一人ひとりに納めていただいた市税が、豊かで住みよいまちづくりの原動力となっています。

令和7年度市税収入の予算総額は677億円ですが、このうち私たちにとって最も身近な税で、所得に応じて負担する市民税が279億5,010万円、資産の価値に応じて負担する固定資産税が291億6,860万円となっており、この二つの税で全体の約84%を占めています。その他に都市計画税40億9,430万円（6.0%）、事業所税28億1,560万円（4.2%）、市たばこ税24億2,190万1千円（3.6%）、軽自動車税12億4,010万円（1.8%）などがあります。

●市税10,000円のつかいみち●

次のような割合で、皆さんの生活のあらゆる分野に有効に生かされています。

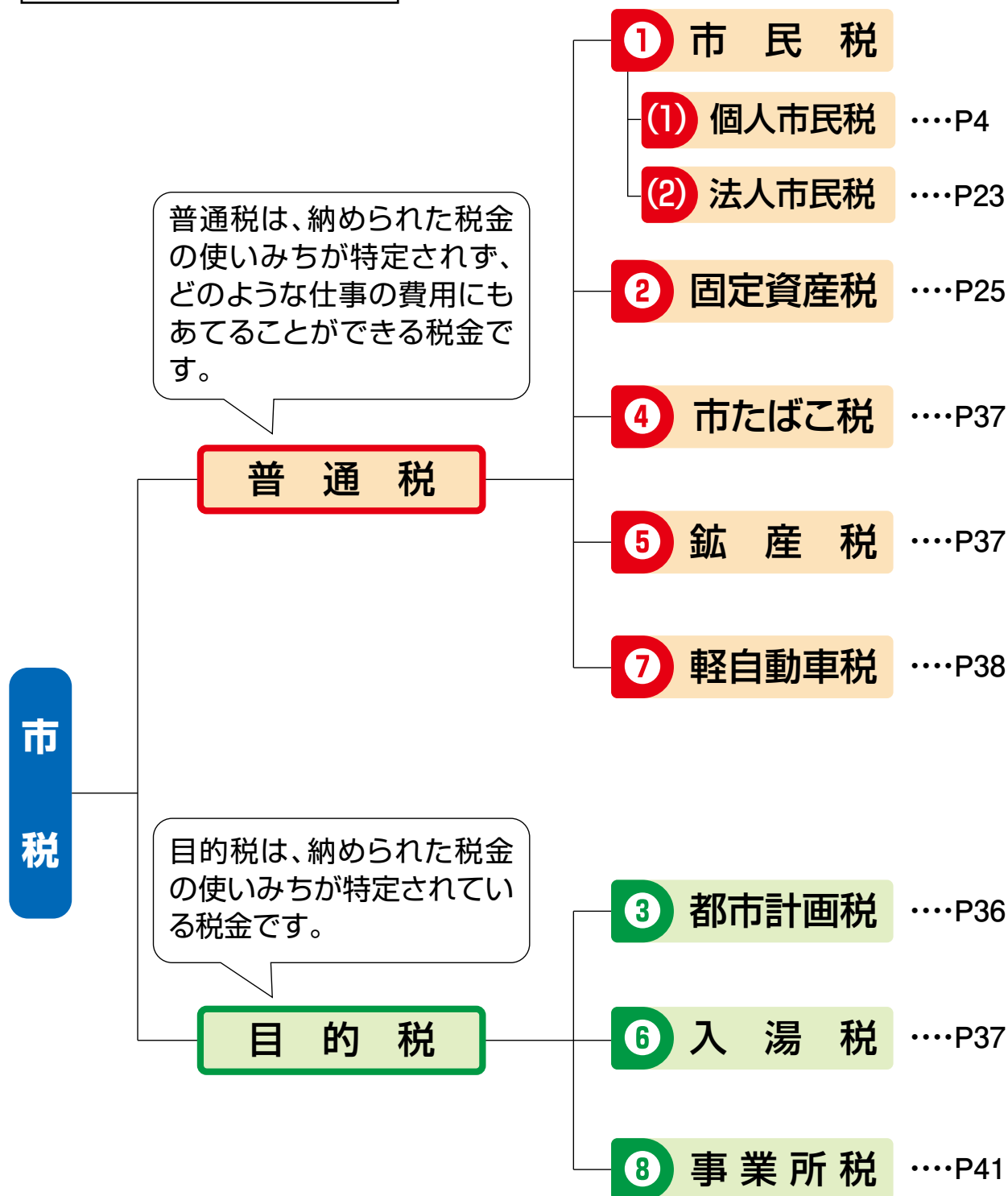


* 各表の項目は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合がある

市税とは、市に納める税金の総称です。これに対して、国に納める税金を国税、県に納める税金を県税といいます。

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。

豊橋市の税体系



① 市民税

市民税は、一般には県民税と合わせて住民税と呼ばれ、住んでいる地域の「公（おおやけ）」の費用について、市民の皆さんに、応分の負担をしていただくものです。市民税には、個人が負担する「個人市民税」と会社などが負担する「法人市民税」があります。

また、市民税には、均等の税額によって納めていただく「均等割」と個人の所得に応じて納めていただく「所得割」（会社などの場合には法人税割）があります。

(1) 個人市民税

◆納税義務者

個人市民税を納める人は、次のとおりです。

納める人	均等割	所得割	森林環境税※1
1月1日現在、市内に住所がある人	かかる		
1月1日現在、市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷※2がある人	かかる	かからない	

※1 令和6年度から始まった国税です。（P7参照）

※2 別荘、別宅等が家屋敷にあたります。

◆個人市民税のかからない人

●森林環境税も均等割も所得割もかからない人

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 1月1日現在、障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に該当する人のうち、前年の合計所得金額（次ページ注1）が135万円以下の人

●森林環境税のかからない人

- 前年の合計所得金額（次ページ注1）が、次の算式で求めた額以下の人
 $31.5\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 28\text{万}9,000\text{円}$
ただし、同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、41.5万円

●均等割のかからない人

- 前年の合計所得金額（次ページ注1）が、次の算式で求めた額以下の人
 $32\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 28\text{万}9,000\text{円}$
ただし、同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、42万円

●所得割のかからない人

- 前年の総所得金額等^(注2)が、次の算式で求めた額以下の人

$$35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 42万円$$

ただし、同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、45万円

注1 合計所得金額…所得金額の合計(※)

注2 総所得金額等…合計所得金額に損失の繰越控除を適用して計算した金額

※損失の繰越控除の適用を受ける人のみ、総所得金額等の計算に注意してください。

個人市民税等 非課税限度額早見表 [同一生計配偶者+扶養親族数が4人までの場合]

同一生計配偶者 + 扶養親族数	非課税限度額		
	森林環境税	均等割	所得割
0人(本人のみ)	415,000円	420,000円	450,000円
1人	919,000円	929,000円	1,120,000円
2人	1,234,000円	1,249,000円	1,470,000円
3人	1,549,000円	1,569,000円	1,820,000円
4人	1,864,000円	1,889,000円	2,170,000円

◆申告と納税

●申告について

1月1日現在、豊橋市内に住んでいる人は、前年の収入を申告する必要があります。ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ①前年中の所得が給与所得のみの人
- ②前年中の所得が公的年金等に係る所得のみの人
- ③所得税の確定申告書を税務署へ提出した人

**申告は毎年
3月15日まで**

●申告に必要なもの

- ① 市民税・県民税申告書
- ② 申告者ご本人の所得がわかるもの

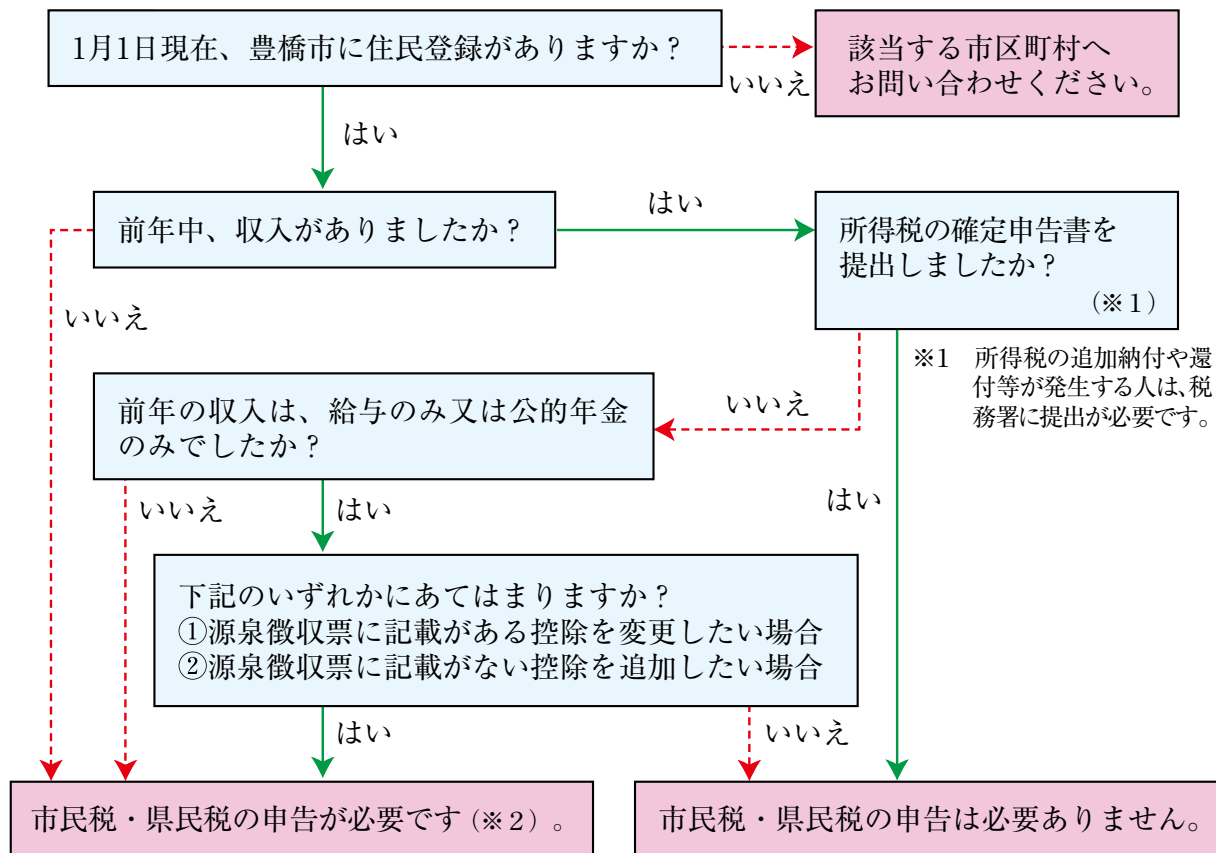
給与所得者	公的年金等受給者	事業所得者等
給与所得の源泉徴収票	公的年金等の源泉徴収票	収支内訳書、帳簿書類

- ③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者などの控除を受ける人は、それぞれの証明書、領収書、障害者手帳など
- ④ 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を受ける場合は、その人の所得がわかるもの
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書
- ⑥ 身元確認書類及び個人番号(マイナンバー)確認書類 ※郵送の場合は写し

身元確認書類	番号確認書類
・マイナンバーカード(写真付き)	・マイナンバーカード(写真付き)
・運転免許証 ・旅券(パスポート)	・マイナンバー通知カード(写真なし) ※
・障害者手帳 ・健康保険証 などいずれか1つ	・個人番号が記載された住民票の写し いずれか1つ

※記載された氏名、住所等が現在の状況と一致している場合に限りします。

●市民税・県民税の申告は必要？不要？



●納税について

市民税は、県民税及び森林環境税と合わせて^(※)納めていただくことになっており、納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

※市民税・県民税・森林環境税を以下「市民税等」といいます。

●特別徴収

①給与からの特別徴収

市役所から給与支払者(会社など)へ通知される税額に基づき、6月から翌年5月までの毎月の給与から引き落としすることで、市民税等を納めていただきます。

②公的年金からの特別徴収

公的年金を受給されている65歳以上の方が対象となる徴収方法です。市役所から年金支払者(日本年金機構など)へ通知される税額に基づき、隔月に支払われる年金から引き落としとして、公的年金分の市民税等を納めていただきます。

●普通徴収

特別徴収以外の市民税等は、ご自宅へ届く納税通知書に同封されている納付書又は口座振替などによって納めていただきます。原則、年4回（納期6月、8月、10月、翌年の1月）に分割して納めていただきます。第1期（納期6月）に納めていただくべき税額がある方については、第1期の納期限内に年税額を一括で納めていただくことができる納付書も同封しております。また、口座振替を設定されている方は、納税通知書にある税額が納期限日に引き落とされます。

複数の所得がある場合には、特別徴収と普通徴収を併用して納めていただくことがあります。

◆市民税等の算出方法

市民税等は前年中の所得を基準として計算されますので、令和7年度の市民税等は令和6年中の所得金額が基準となります。

$$\boxed{\text{市民税等の年税額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{森林環境税}}$$

●均等割額

$$\boxed{\text{年額 4,500円}} \quad (\text{市民税 3,000円} \quad \text{県民税 1,500円})$$

●所得割額

一般に収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を基礎に次の算式で計算されます。

$$\boxed{\text{所得割額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税所得金額} \\ \text{所得金額 P8~11} - \text{所得控除額 P11~14} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{P8} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{税額控除等} \\ \text{P15~17} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{配当割額控除額} \\ \cdot \\ \text{株式等譲渡所得割額控除額 P17} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{定額減税額} \\ \text{P16} \end{array}}$$

退職所得（P21参照）、山林所得（P8参照）、土地建物の譲渡所得（P21,22参照）などについては、特別な税額計算を行います。

●森林環境税※

$$\boxed{\text{年額 1,000円}}$$

※ 令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まりました。温室効果ガス排出削減目標の達成や、山地災害を防止するための森林整備、地域材利用の促進などに必要な地方財源を安定的に確保することを目的として、1人当たり年額1,000円を賦課徴収します。



●所得割の税率…………… 一律10%

市 民 税	6%
県 民 税	4%

●所得の種類と算出方法

所 得 の 種 類		所得金額の算出方法
利 子 所 得	預貯金、公債、社債などの利子	収入金額
配 当 所 得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金など	総収入金額－必要経費
事業所得	農業、小売業、サービス業又は、医師、外交員などの事業から生じる所得	総収入金額－必要経費
給 与 所 得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額(注)
退 職 所 得	退職金など	P21参照
山 林 所 得	山林を売った場合に生じる所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲 渡 所 得	土地、家屋などの資産を売った場合等の所得	総収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額(P21,22参照)
一 時 所 得	生命保険の満期返戻金、クイズの賞金など	総収入金額－必要経費－特別控除額($\frac{1}{2}$ が課税の対象)
雑 所 得	公的年金など上記の所得にあてはまらない所得	次の①～③の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② 業務に係る雑所得の収入金額－必要経費 ③ ①、②を除く雑所得の収入金額－必要経費

注 特定支出とは、通勤費、転勤に伴う引越費用、研修費、資格を取得するための支出等で、一定の要件に当てはまるものをいいます。

●給与の所得金額の計算

給与所得の金額は、給与の収入金額から次により計算した額です。

給与の収入金額		給与所得の金額	
551,000円未満		0円	
551,000円以上	1,619,000円未満	収入金額	－ 550,000円
1,619,000円以上	1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円以上	1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円以上	1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円以上	1,628,000円未満	1,074,000円	
※1,628,000円以上	1,800,000円未満	収入金額 × 60%	＋ 100,000円
※1,800,000円以上	3,600,000円未満	収入金額 × 70%	－ 80,000円
※3,600,000円以上	6,600,000円未満	収入金額 × 80%	－ 440,000円
6,600,000円以上	8,500,000円未満	収入金額 × 90%	－ 1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額	－ 1,950,000円

上の表のうち※印の欄については次の算式により計算した金額を収入金額としてください。

$$\text{収入金額} \div 4,000 (\text{小数点第1位以下切捨て}) \times 4,000$$

●所得金額調整控除

給与所得控除等の上限引き下げによる、子ども・特別障害者等を有する者の負担増、給与所得と年金所得の双方を有する者の負担増への配慮として、令和3年度分から所得金額調整控除が設けられました。

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合

- （１）特別障害者に該当する
- （２）23歳未満の扶養親族を有する
- （３）特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850 \text{万円} \} \times 10\%$$

この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)} \} - 10 \text{万円}$$

●公的年金等の所得金額の計算

公的年金等の所得金額は、公的年金等の収入金額から次により計算した額です。

公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

年 齢	公的年金等の収入金額		公的年金等の所得金額	
65歳未満	60万円以下		0 円	
	60万円 超	130万円未満	収入金額	－ 600,000円
	130万円以上	410万円未満	収入金額 × 75%	－ 275,000円
	410万円以上	770万円未満	収入金額 × 85%	－ 685,000円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額 × 95%	－ 1,455,000円
	1,000万円以上		収入金額	－ 1,955,000円
65歳以上	110万円以下		0 円	
	110万円 超	330万円未満	収入金額	－ 1,100,000円
	330万円以上	410万円未満	収入金額 × 75%	－ 275,000円
	410万円以上	770万円未満	収入金額 × 85%	－ 685,000円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額 × 95%	－ 1,455,000円
	1,000万円以上		収入金額	－ 1,955,000円

公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合

年 齢	公的年金等の収入金額		公的年金等の所得金額	
65歳未満	50万円以下		0 円	
	50万円 超	130万円未満	収入金額	－ 500,000円
	130万円以上	410万円未満	収入金額 × 75%	－ 175,000円
	410万円以上	770万円未満	収入金額 × 85%	－ 585,000円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額 × 95%	－ 1,355,000円
	1,000万円以上		収入金額	－ 1,855,000円
65歳以上	100万円以下		0 円	
	100万円 超	330万円未満	収入金額	－ 1,000,000円
	330万円以上	410万円未満	収入金額 × 75%	－ 175,000円
	410万円以上	770万円未満	収入金額 × 85%	－ 585,000円
	770万円以上	1,000万円未満	収入金額 × 95%	－ 1,355,000円
	1,000万円以上		収入金額	－ 1,855,000円

公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満	40万円以下	0円
	40万円 超 130万円未満	収入金額 - 400,000円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 75,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額 - 1,755,000円
65歳以上	90万円以下	0円
	90万円 超 330万円未満	収入金額 - 900,000円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 75,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 95% - 1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額 - 1,755,000円

●所得控除

所得控除は所得のある人の個別の事情（扶養親族がいるかどうか、病気や災害の出費があったかどうかなど）を考慮して、実情に応じた税の負担をしていただくために所得金額から差し引くものです。その種類と控除額は次のとおりです。

種 類	要 件	控 除 額
雑損控除	次の①、②のいずれか多い金額 災害や盗難などによる損失の金額－保険金等で補てんされる金額…A ① Aの金額－（総所得金額×10%） ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除 P61.62も併せてご覧ください。	（支払った医療費－保険等により補てんされた額）－〔（総所得金額等×5%）又は10万円のいずれか低い額〕＜限度額200万円＞ ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－12,000円＜限度額88,000円＞	
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険税、公的年金の掛金など）を支払った場合	支払った保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度により掛金を支払った場合	支払った掛金の全額

種 類	要 件			控 除 額	
生命保険料控除	保 険 料 の 支 払 額	(契約日H24.1.1) 新契約	12,000円以下		支払った保険料の全額
			12,000円超 32,000円以下		支払った保険料の金額× $\frac{1}{2}$ + 6,000円
			32,000円超 56,000円以下		支払った保険料の金額× $\frac{1}{4}$ + 14,000円
			56,000円超		28,000円
		(契約日H23.12.31) 旧契約	15,000円以下		支払った保険料の全額
			15,000円超 40,000円以下		支払った保険料の金額× $\frac{1}{2}$ + 7,500円
			40,000円超 70,000円以下		支払った保険料の金額× $\frac{1}{4}$ + 17,500円
70,000円超			35,000円		
新・旧契約双方の控除を適用する場合			一般生命保険料・個人年金保険料について、新・旧契約それぞれの計算式から求めた控除額を合計する。		
			控除限度額：各28,000円		
合計適用限度額			一般分・個人年金分・介護医療分		70,000円
地震保険料控除	保 険 料 の 支 払 額	地震	50,000円以下		支払った保険料の金額× $\frac{1}{2}$
50,000円超			25,000円		
旧長期損害		5,000円以下		支払った保険料の全額	
		5,000円超 15,000円以下		支払った保険料の金額× $\frac{1}{2}$ + 2,500円	
		15,000円超		10,000円	
地震保険料と、旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ計算した控除額の合計額が、地震保険料控除額となります(上限25,000円)。					
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子を有するひとり親で、かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人			30万円	
寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人			26万円	
勤労学生控除	前年中、自己の勤労に基づく所得があり、合計所得金額が75万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下の人			26万円	

種 類	要 件		控 除 額			
障害者控除	前年の12月31日現在、障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族		1人につき 26万円 (特別障害者については30万円、同居特別障害者については53万円)			
配偶者控除	納税義務者と生計を一にする配偶者で前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 注 右側のカッコ内の年齢については、前年の12月31日現在の状況		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)		
	合計所得金額の納税義務者の	900万円以下		33万円	38万円	
		900万円超 950万円以下		22万円	26万円	
		950万円超 1,000万円以下		11万円	13万円	
		1,000万円超		適用なし	適用なし	
配偶者特別控除	納税義務者が生計を一にする配偶者を有する場合 ただし、以下に該当する場合は、この控除の適用を受けることができません。 ○配偶者が ・他の人の扶養親族とされている。 ・青色専従者給与の支払を受けている。 ・事業専従者に該当する。 ・控除対象配偶者に該当する。 ○配偶者の合計所得金額が133万円を超えている。 ○納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている。 ※夫婦間で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません		納税義務者の合計所得金額			
	配偶者の合計所得金額	900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		48万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円
		95万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円
		133万円超		0円	0円	0円

種 類	要 件		控 除 額
扶養控除	納税義務者と生計を一にする親族で前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 注 右側のカッコ内の年齢については、前年の12月31日現在の状況	一般扶養親族 (16歳以上19歳未満又は、 23歳以上70歳未満)	33万円
		特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	45万円
		老人扶養親族 (70歳以上)	38万円
		老人扶養親族のうち 同居老親等(70歳以上)	45万円
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円 超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円 超 2,500万円以下	15万円
		2,500万円 超	適用なし

● 同一生計配偶者・控除対象配偶者

● 控除の対象となる扶養親族

用 語	意 義		
同一生計配偶者・ 控除対象配偶者	納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にする人(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者に該当する人を除く)のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である人	前年の合計所得金額	
		納税義務者	配偶者
		同一生計配偶者	(制限なし) 48万円以下
	控除対象配偶者	1,000万円以下	48万円以下
控除の対象となる 扶養親族	納税義務者と生計を一にする配偶者を除く扶養親族(16歳以上)で次のいずれかに該当する人 ・ 前年の所得が無かった人 ・ 前年の合計所得金額が48万円以下の人 ・ 前年の所得が非課税所得(遺族年金や障害年金など)のみであった人		

●**税額控除**（算出された所得割額から控除されます。）

- 調整控除** 市民税・県民税と所得税で人的控除額に差があるため、平成19年度に行われた税源移譲による負担が増えないように、下表の調整控除の金額が所得割額から控除されます。合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用されません。

課税所得金額	調整控除額
200万円以下	①と②のいずれか小さい額 ①人的控除額の差 ^(注) の合計額×5% ②市民税・県民税の課税所得金額×5%
200万円超	①と②のいずれか大きい額 ①{人的控除額の差の合計額－(市民税・県民税の課税所得金額－200万円)}×5% ②2,500円

注 所得税と個人市民税・県民税 人的控除額の差

控除の種類		金額	控除の種類			金額		
基礎控除※ 1		5 万円	納税義務者本人の 所得金額			900万円 以下	900万円 超	950万円 超
障害者控除	普通	1 万円					950万円 以下	1,000万円 以下
	特別	10万円	配偶者 控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円	
	同居特別	22万円		老人	10万円	6 万円	3 万円	
ひとり親控除	父※ 2	1 万円	配偶者 特別 控除	配偶者の 所得 金額	48万円超 50万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
	母	5 万円			50万円以上 55万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
寡婦控除		1 万円	扶養 控除	一般		5 万円	老人	10万円
勤労学生控除		1 万円		特定		18万円	同居 老親等	13万円

※1 基礎控除の人的控除の差は一律5万円

※2 ひとり親（父）については、旧寡夫控除相当の1万円をそのまま引き継ぐ

- **配当控除** 株式の配当などの配当所得について総合課税を選択した場合は、次の配当などの種類・割合により計算した金額が所得割額から控除されます。

種類 \ 課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の 証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等 証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

- **住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)** 所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で控除しきれない額がある場合には、以下の金額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。年末調整又は確定申告において住宅ローン控除の申告をすれば、市民税・県民税で住宅ローン控除の適用を受けるための申告は不要です。

対 象	平成21年～令和7年に入居した方
控除額	次のいずれか少ない方の額 1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった金額 2) 所得税の課税総所得金額等の額の5% (上限: 97,500円) 又は7% (上限: 136,500円)

- **定額減税(令和7年度分)** 令和6年度の個人住民税において対象とならなかった、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する方に係る定額減税を、令和7年度の個人住民税で実施します。

対 象	前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、生計を一にする配偶者(国内に住所を有する、前年の合計所得金額が48万円以下の方)を有する方。
減税額 (控除額)	1万円
その他	○ 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。 ○ 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。 (https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm)

●寄附金税額控除

寄附金税額控除額は(A)と(B)の合計額です。

寄附金税額控除	控除額の計算方法	対象
(A)基本控除	市(寄附した金額 ^(注1) - 2,000円) × 6 % 県(寄附した金額 ^(注1) - 2,000円) × 4 % (注1) 対象となる寄附金限度額は、総所得金額等の30%です。	・地方公共団体 ・愛知県共同募金会 ・日本赤十字社愛知県支部 ・愛知県、豊橋市が条例により指定した団体
(B)ふるさと寄附に係る特例控除	(ふるさと納税対象地方公共団体への寄附 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 ^(注2)) ◆市：県 = 3：2に按分 ◆特例控除の限度額は市民税・県民税調整控除後の所得割額の20%	・ふるさと納税対象地方公共団体

注2 所得税の限界税率の求め方

「市民税・県民税課税総所得金額」 －「人的控除の差の合計額 (P15 参照)」		税率
	195万円以下	5.105%
195万円超	330万円以下	10.210%
330万円超	695万円以下	20.420%
695万円超	900万円以下	23.483%
900万円超	1,800万円以下	33.693%
1,800万円超	4,000万円以下	40.840%
4,000万円超		45.945%

・ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体（5団体以内に限る）に申告特例申請書を提出すれば、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金税額控除を受けることができます。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った人や、確定申告や市民税・県民税の申告を行う人は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることができないので、ふるさと納税についての控除を受けるためには、確定申告又は市民税・県民税の申告を行う必要があります。

●外国税額控除 外国で得た所得について、その国の所得税などが課税された場合は、一定の方法により、外国税額が所得割額から控除されます。

●配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除 配当割額又は株式等譲渡所得割額が特別徴収された所得を申告した場合には所得割として課税され、特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から控除されます。控除しきれない場合は、均等割などに充当又は還付されます。

◆個人市民税・県民税・森林環境税を計算してみよう

●サラリーマンの場合（家族構成…本人と妻と子供2人）

- ・ Aさん(43歳)の令和6年中の収入及び支払額
 - (ア) 給与収入…6,000,000円 (イ) 社会保険料…600,000円
 - (ウ) 生命保険料…60,000円 (エ) 地震保険料…20,000円
(旧契約の一般生命保険料)
- ・ 妻(39歳)…パート 給与収入95万円(所得40万円⇒控除対象配偶者に該当)
- ・ 子供(17歳)…高校生(一般扶養に該当)
- ・ 子供(14歳)…中学生 {年少扶養(16歳未満の扶養親族)に該当}

単位 (円)

①給与所得 (ア)×80%－440,000	4,360,000	
②社会保険料控除 (イ)	600,000	
③生命保険料控除 (ウ)× $\frac{1}{4}$ ＋17,500	32,500	
④地震保険料控除 (エ)× $\frac{1}{2}$	10,000	
⑤配偶者控除	330,000	
⑥扶養控除(一般扶養/16歳以上19歳未満)	330,000	
⑦扶養控除(年少扶養は控除対象外)	0	
⑧基礎控除	430,000	
⑨控除合計 ②～⑧合計	1,732,500	
⑩課税所得金額 ①－⑨(千円未満切捨)	2,627,000	
	市民税	県民税
⑪調整控除前所得割額 ⑩×税率	157,620	105,080
⑫調整控除(注)	1,500	1,000
⑬所得割額 ⑪－⑫(百円未満切捨)	156,100	104,000
⑭均等割額	3,000	1,500
⑮市民税・県民税 ⑬＋⑭	159,100	105,500
⑯＜国税＞森林環境税	1,000	
令和7年度の年税額	265,600	

注 調整控除の計算はP15を参照してください。

●年金受給者の場合（家族構成…本人と妻）

・ Bさん(70歳)の令和6年中の収入及び支払額

(ア) 年金収入…………… 2,410,000円

(イ) 介護保険料…………… 31,800円

(ウ) 国民健康保険料…………… 200,000円

・ 妻(71歳)…年金収入150万円(雑所得40万円⇒老人の控除対象配偶者に該当)

単位 (円)

①雑所得 ^(注) (ア) - 1,100,000	1,310,000	
②社会保険料控除 (イ) + (ウ)	231,800	
③配偶者控除(老人の配偶者)	380,000	
④基礎控除	430,000	
⑤控除合計 ②～④合計	1,041,800	
⑥課税所得金額 ① - ⑤(千円未満切捨)	268,000	
	市民税	県民税
⑦調整控除前所得割額 ⑥ × 税率	16,080	10,720
⑧調整控除	4,500	3,000
⑨所得割額 ⑦ - ⑧(百円未満切捨)	11,500	7,700
⑩均等割額	3,000	1,500
⑪市民税・県民税 ⑨ + ⑩	14,500	9,200
⑫<国税>森林環境税	1,000	
令和7年度の年税額	24,700	

注 「雑所得」とは、給与や事業、配当などによる所得に当てはまらないものをいいます。
公的年金を税法上の所得に分類すると、「雑所得」に該当します。(P8 参照)

Bさんの市民税・県民税納付方法等

令和7年度より年金からの特別徴収が始まる
場合

年税額 24,700円		
納付時期	金額	納付方法
第1期(6月)	6,400円	普通徴収
第2期(8月)	6,000円	
令和7年10月	4,100円	特別徴収
12月	4,100円	
令和8年2月	4,100円	

令和6年度より年金からの特別徴収が継続の
場合

年税額 24,700円		
納付時期	金額	納付方法
令和7年4月	3,900円	特別徴収
6月	3,900円	
8月	3,900円	
10月	4,400円	
12月	4,300円	
令和8年2月	4,300円	

※徴収方法や市町村により、納め方が異なる場合があります。

●年金受給者で給与収入のある場合（家族構成…本人と妻）

・ Cさん(75歳)の令和6年中の収入及び支払額

(ア) 年金収入……………	1,800,000円
(イ) 給与収入……………	1,200,000円
(ウ) 介護保険料……………	76,000円
(エ) 後期高齢者医療保険料…	130,000円
(オ) 社会保険料……………	150,000円

・ 妻(74歳)…年金収入135万円(雑所得25万円⇒老人の控除対象配偶者に該当)

単位 (円)

①雑所得 (ア) - 1,100,000	700,000	
②給与所得 (イ) - 550,000 = 650,000 所得金額調整控除額 ^(注) 100,000 650,000 - 100,000 = 550,000	550,000	
③合計所得金額 ① + ②	1,250,000	
④社会保険料控除 (ウ) + (エ) + (オ)	356,000	
⑤配偶者控除(老人の配偶者)	380,000	
⑥基礎控除	430,000	
⑦控除合計 ④～⑥合計	1,166,000	
⑧課税所得金額 ③ - ⑦(千円未満切捨)	84,000	
	市民税	県民税
⑨調整控除前所得割額 ⑧ × 税率	5,040	3,360
⑩調整控除額	2,520	1,680
⑪所得割額 ⑨ - ⑩(百円未満切捨)	2,500	1,600
⑫均等割額	3,000	1,500
⑬市民税・県民税 ⑪ + ⑫	5,500	3,100
⑭<国税>森林環境税	1,000	
令和7年度の年税額	9,600	

注 所得金額調整控除

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円) +
公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)} - 10万円 (P9参照)

市ホームページ (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/>) の市民税課のページに、個人市民税・県民税の試算ができる、住民税額シミュレーションを掲載しています。

◆分離課税

退職所得、土地・建物や株式等の譲渡所得、山林所得、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合）、先物取引に係る雑所得等は他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに、特別な所得割額の計算を行います。

●退職所得の課税の特例

退職所得については、退職手当等の支払者が、退職者に退職手当等を支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、支払額からその税金を引き落として、これを市に納入することになっています（ただし、死亡により支払われる退職手当等に対しては、市民税・県民税は課税されません）。

税額計算方法は次のとおりです。

(1)勤続年数が5年以下の法人役員などに支払われる退職手当等

$$\text{①} \quad \text{（退職金－退職所得控除額）} \times \text{税率}$$

(2)上記以外の従業員、法人役員などに支払われる退職手当等

$$\text{①} \quad \text{（退職金－退職所得控除額）} \times \frac{1}{2} \times \text{税率}$$

(ア) ①の退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

(イ) 税率は、一律10%（市民税6%、県民税4%）です。

(ウ) 税額に、100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

※勤続年数が5年以内の法人役員等以外についても、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については、2分の1課税を適用除外します。

●退職所得控除額

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

※障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。

●土地建物等の譲渡所得

土地建物等の資産を売った時の譲渡所得に対する税金は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

●長期譲渡所得と短期譲渡所得

土地・建物等の資産を売った年の1月1日における所有期間により長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分されます。

区分	所有期間
長期譲渡所得	5年を超える
短期譲渡所得	5年以下

譲渡所得に係る税額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{譲渡の収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array}$$

↓
課税譲渡所得金額

●長期譲渡所得の税額計算

税額＝課税長期譲渡所得金額×税率

課税長期譲渡所得 〈A〉	市民税	県民税
一般分	$A \times 3\%$	$A \times 2\%$
国や地方公共団体又は 優良宅地の造成のため に土地等を譲渡した場合※	$A \times 2.4\%$ (2,000万円を超える部分 のAについては3%)	$A \times 1.6\%$ (2,000万円を超える部分 のAについては2%)
所有期間が10年を超える 居住用財産等を譲渡 した場合	$A \times 2.4\%$ (6,000万円を超える部分 のAについては3%)	$A \times 1.6\%$ (6,000万円を超える部分 のAについては2%)

※特別控除額を用いる場合は、一般分の税率で計算します。

●短期譲渡所得の税額計算

税額＝課税短期譲渡所得金額×税率

課税短期譲渡所得 〈B〉	市民税	県民税
一般分	$B \times 5.4\%$	$B \times 3.6\%$
国又は地方公共団体等 に土地等を譲渡した場合	$B \times 3\%$	$B \times 2\%$

●特別控除

政策的に税額を軽減するために設けられた控除です。

特例が受けられる場合	特別控除額
収用対象事業のために、土地・建物等を譲渡	5,000万円
自分の住んでいる家屋や敷地等を譲渡	3,000万円
地方公共団体等が行う土地区画整理事業等のために土地等を譲渡	2,000万円
地方公共団体等が行う特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡	1,500万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡	800万円

(2) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所を有する法人に対してかかる税金です。均等の税額によって納めていただく「均等割」と、法人の所得に応じた法人税額（国税）をもとに課される「法人税割」があります。

区 分	説 明			
納税義務者	納税義務のある法人		均等割	法人税割
	市内に事務所や事業所を有する法人		○	○
	市内に寮や保養所などのみを有する法人		○	×
	公益法人などで収益事業を行わないもの		○	×
	法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所や事業所を有するもの		×	○
税 率	〈均等割〉			
	資本金等の額		従業者数	税率（年額）
	公益法人等			50,000円
	1千万円以下	50人以下		
			50人超	120,000円
	1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000円	
			50人超	150,000円
	1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円	
			50人超	400,000円
	10億円超	50人以下	410,000円	
	10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円	
	50億円超		3,000,000円	
	◆均等割の税率区分基準の変更について（平成27年度改正）			
	判定基準の一つである「資本金等の額」について、次のとおり改正が行われました。この改正は平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。			
	(1)「資本金等の額」について			
法人税法第2条第16号に規定する「資本金等の額」又は同条第17号の2に規定する「連結個別資本金等の額」。ただし、無償増資・無償減資等を行った場合は、無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに無償増資の額を加算した額となります。				
◇無償増資について				
平成22年4月1日以後に利益準備金又はその他利益剰余金を減少し、資本金とした場合、その資本金とした額を加算します。				
◇無償減資額等について				
・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く）による資本の欠損のてん補を行った場合並びに旧商法第289条第1項及び第2項に規定する資本準備金による資本の欠損のてん補を行った場合、その資本の欠損のてん補に充てた額を減算します。				
・平成18年5月1日以後にその他資本剰余金による損失のてん補を行った場合、その損失のてん補に充てた額（損失のてん補に充てた日以前1年間に於いてその他資本剰余金として計上した額に限る）を減算します。				
※無償減資等による欠損てん補及び無償増資を行った法人は、その事実及び金額を証する書類の添付が必要となります。				
（例）株主資本等変動計算書、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等				

税 率	(2) 税率区分の判定基準について (1) の「資本金等の額」と「資本金＋資本準備金の額」(又は出資金の額) を比較し、金額の大きい方が税率区分の基準となります。 〈法人税割〉 法人税割の税率は次のとおりとなっていますので、適用される事業年度と税率にご注意ください。 －税率－ 平成26年9月30日以前に開始した事業年度分……12.3% 平成26年10月1日以後に開始する事業年度分……9.7% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分……6.0%						
法人の設立・設置の届出	市内に新しく法人等を設立したり、支店・営業所を設置したときは、登記事項証明書(写)と定款(写)を添えて、法人の設立(設置)申告書を提出する必要があります。						
法人の異動・変更の届出	法人の設立・設置の届出以後に、本店所在地・代表者・商号・決算期等の変更や、事務所等の廃止・合併・解散などがあつた場合もその都度届出が必要です。						
申告と納税	事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>申告期限および納付税額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間申告 (予定申告)</td><td> 申告期限 …事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 納付税額 …次の(1)又は(2)の額です。 (1) 予定申告 「均等割額(年額)の1/2」と「前事業年度の法人税割額×6/前事業年度の月数」の合計額 (2) 中間申告 均等割額(年額)の1/2とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額 ※平成23年4月1日以後に開始する事業年度について、仮決算をした場合の中間申告による法人税額が、前事業年度の確定法人税額の1/2を超える場合は、仮決算による中間申告はできません。 </td></tr> <tr> <td>確定申告</td><td> 申告期限 …事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 ※平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合の申告期限は、残余財産が確定した日から1月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とのいずれか早い日です。 納付税額 …均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。 </td></tr> </tbody> </table>	区 分	申告期限および納付税額	中間申告 (予定申告)	申告期限 …事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 納付税額 …次の(1)又は(2)の額です。 (1) 予定申告 「均等割額(年額)の1/2」と「前事業年度の法人税割額×6/前事業年度の月数」の合計額 (2) 中間申告 均等割額(年額)の1/2とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額 ※平成23年4月1日以後に開始する事業年度について、仮決算をした場合の中間申告による法人税額が、前事業年度の確定法人税額の1/2を超える場合は、仮決算による中間申告はできません。	確定申告	申告期限 …事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 ※平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合の申告期限は、残余財産が確定した日から1月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とのいずれか早い日です。 納付税額 …均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。
区 分	申告期限および納付税額						
中間申告 (予定申告)	申告期限 …事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 納付税額 …次の(1)又は(2)の額です。 (1) 予定申告 「均等割額(年額)の1/2」と「前事業年度の法人税割額×6/前事業年度の月数」の合計額 (2) 中間申告 均等割額(年額)の1/2とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額 ※平成23年4月1日以後に開始する事業年度について、仮決算をした場合の中間申告による法人税額が、前事業年度の確定法人税額の1/2を超える場合は、仮決算による中間申告はできません。						
確定申告	申告期限 …事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 ※平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合の申告期限は、残余財産が確定した日から1月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とのいずれか早い日です。 納付税額 …均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。						

② 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。→P35、◆償却資産とは）に対してかかる税金で、その固定資産のもつ価値に応じて納税義務者の方に負担していただくものです。

◆納税義務者（固定資産税を納める人）

毎年1月1日時点において、市内に固定資産を所有している人です。この所有している人とは、次のとおりです。



土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※相続登記がなされていない場合、その土地、家屋を1月1日時点で現に所有されている人は、その事実を知った日から3か月以内に住所・氏名等を申告していただく必要があります。

※年の途中で固定資産の売買等があった場合は？

（→P62、税に関するQ&A）

◆固定資産の価格の決め方

固定資産の価格は、総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づいて評価決定し、市の固定資産課税台帳に登録されます。

また、この価格は原則として3年ごと（償却資産は毎年）に見直すこととなっています。この評価を見直すことを「評価替え」といい、評価替えのあった年度を「基準年度」といいます。基準年度以外の年度であっても、地目の変更、分合筆等のあった土地や新築・増築のあった家屋については新たに評価をし、価格を決定します。

なお、次の基準年度は令和9年度になります。

◆税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

(注) 課税標準額…原則として、固定資産課税台帳に登録された価格になります。

ただし、住宅用地等に対する課税標準の特例措置や土地についての税負担の調整措置が適用される場合は、その課税標準額は価格よりも低くなります。(→P28以降参照)

◆免税点

市内に同一人が所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30 万円
家屋	20 万円
償却資産	150 万円

◆納税

市役所から送付された納税通知書により、通常年4回（5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくか、5月に一括で納めていただきます。

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、納税者の方が市内の土地又は家屋の価格を「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により比較し、評価が適正であるかどうかを確認できる制度です。

縦覧期間	毎年4月1日から休日等を除き最初の納期限の日まで
縦覧できる方	・市内に土地又は家屋を所有する納税者及びその同一世帯の親族 ・委任状持参の代理人

●固定資産課税台帳の閲覧

閲覧は、納税義務者又は借地・借家人などの方が、「固定資産課税台帳」により固定資産の価格等を確認するための制度です。

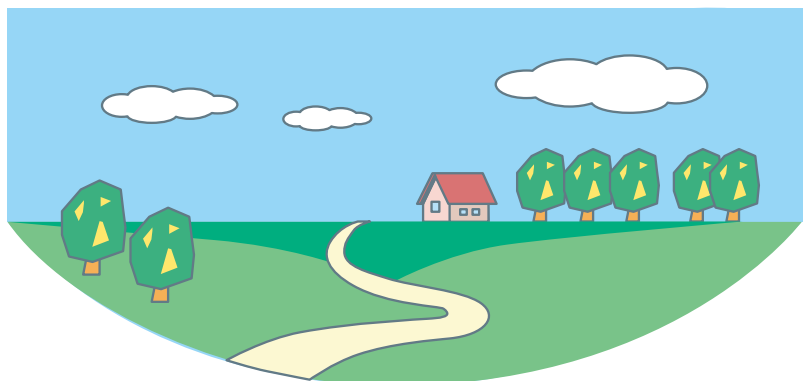
閲覧期間	4月1日から休日等を除き1年中
閲覧できる方	・市内に固定資産を所有する納税義務者及びその同一世帯の親族 ・委任状持参の代理人 ・借地、借家人などの方で賃貸借契約書や裁判所の選任書等を持参した方

◆固定資産評価審査委員会に対する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、固定資産税の納税者は、審査の申出をすることができます。

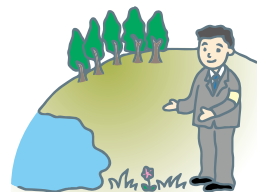
申出期間	価格等の登録をした旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日まで
申出先	豊橋市固定資産評価審査委員会（事務局 財務部市民税課）

※ただし、基準年度以外の年度では、地目の変更等のあった土地、新築・増築した家屋及び償却資産を除いて、審査の申出をすることはできません。



[土地に対する課税]

◆評価のしくみ



固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により価格を決定します。

地目…田、畑、宅地、山林、その他（原野、池沼、雑種地等）の分類をいいます。

土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

◆住宅用地に対する課税標準の特例

居住用の家屋（専用住宅及び併用住宅）の敷地については、その税負担を軽減するため、次のとおり特例措置がとられています。

住宅用地	課税標準額
小規模住宅用地(200㎡以下の部分)	価格×1/6
一般住宅用地(200㎡を超える部分)	価格×1/3

※上記特例措置を受けるためには、住宅用地の申告が必要です。マンションやアパートのような集合住宅は一戸一戸が一つの住宅なので、その住宅戸数に200㎡を乗じて得た面積までが小規模住宅用地にあたります。

なお、賦課期日において「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受けた「管理不全空家等及び特定空家等」の敷地の用に供する土地については、住宅用地特例の対象から除外されます。

◆住宅用地の範囲

特例の対象となる「住宅用地」の面積は、住宅の敷地面積（住宅の延床面積の10倍が限度）に次の表の率を乗じて求めた面積となります。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	1/2以上	1.0
		1/4以上1/2未満	0.5
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	3/4以上	1.0
		1/2以上3/4未満	0.75
		1/4以上1/2未満	0.5

◆課税のしくみ

宅地の価格については、国土交通省が公表する「地価公示価格」の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。また、実際の税負担についても均衡化を図るため、負担の水準が低い土地については税額をなだらかに上昇させる一方、負担の水準がある程度高い土地（ただし住宅用地を除く。）については税額を据え置くまたは引き下げるといった負担調整措置をおこなっています。

具体的な税額の算出方法は次のとおりになります。

$$\text{税額} = \text{課税標準額（価格} \times \text{特例率）} \times \text{税率（1.4\%）}$$

※住宅用地特例率は1/6又は1/3です。

（→P28、◆住宅用地に対する課税標準の特例）

◆令和7年度の負担調整措置

課税標準額は、負担水準に応じて以下の表に基づき算出します。

負担水準とは、本来の課税標準額に対し、前年度の課税標準額がどの程度の割合であるかを表します。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{本来の課税標準額（今年度の価格} \times \text{特例率）}}$$

※住宅用地特例率は1/6又は1/3です。

（→P28、◆住宅用地に対する課税標準の特例）

●住宅用地の場合

負担水準	課税標準額
100%以上	本来の課税標準額 （住宅用地に対する課税標準の特例適用後）
100%未満	前年度課税標準額＋本来の課税標準額×5% ただし、上記額が「本来の課税標準額」を上回る場合は本来の課税標準額まで引き下げ、「本来の課税標準額×20%」を下回る場合は20%まで引き上げる。

●商業地等の場合

負担水準	課税標準額
70%超	本来の課税標準額×70%
60%以上 70%以下	前年度課税標準額
60%未満	前年度課税標準額＋本来の課税標準額×5% ただし、上記額が「本来の課税標準額×60%」を上回る場合は60%まで引き下げ、「本来の課税標準額×20%」を下回る場合は20%まで引き上げる。

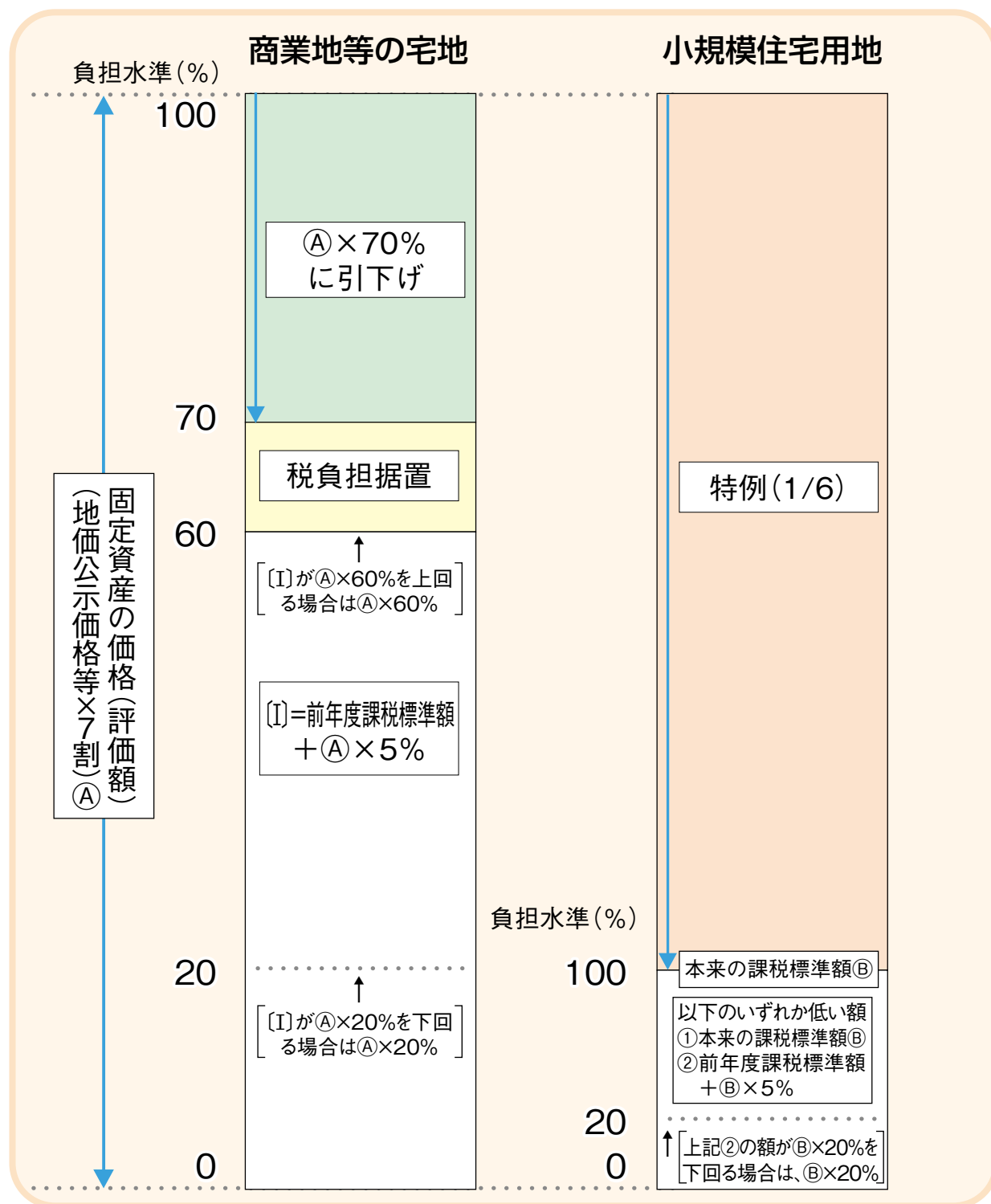
●農地の場合

一般農地では原則として土地の評価額がそのまま本来の課税標準額になります。また市街化区域農地では特例率が1/3になります。

本来の課税標準額 = 土地の評価額 (×1/3)

負担水準	課税標準額
90%以上	前年度課税標準額×1.025 ただし、上記額が「本来の課税標準額」を上回る場合は本来の課税標準額まで引き下げる。
80%以上 90%未満	前年度課税標準額×1.05
70%以上 80%未満	前年度課税標準額×1.075
70%未満	前年度課税標準額×1.1

固定資産税（土地）に係る 令和6～8年度の負担調整



出典 一般財団法人 資産評価システム研究センター 「令和7年度 固定資産税のしおり」

[家屋に対する課税]



◆評価のしくみ

価格 = 再建築価格 × 経年減点補正率

再 建 築 価 格	評価する家屋と同一のものを、評価の時点において新築する場合に必要な建築費
経年減点補正率	家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗による減価を考慮して定められた率

◆家屋の固定資産税の減額措置

(1)新築住宅に対する減額

新築された住宅が、次の表に当てはまる場合、新たに固定資産税がかかる年度から一定期間の固定資産税が減額されます。

居住割合	専用住宅または併用住宅で居住部分の割合が1/2以上のもの (区分所有家屋では区分所有されている部分ごとに判定します。)
床 面 積	居住部分の床面積が50㎡(共同住宅にあっては40㎡)以上280㎡以下の住宅 区分所有家屋では「区分所有されている専用床面積+持分である分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどの場合も、独立的に区分された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

●減額の範囲・割合

減額される部分	減額される範囲	減額割合
上記の要件を満たす住宅の居住部分 (併用住宅の店舗・事務所部分など住宅以外の部分は対象外です。)	1戸あたり120㎡まで	1/2減額

●減額期間

①一般の住宅 (②以外)	3年度分
②3階建以上の耐火構造または準耐火構造の住宅	5年度分

新築住宅が認定長期優良住宅の場合

①一般の住宅 (②以外)	5年度分
②3階建以上の耐火構造または準耐火構造の住宅	7年度分

※認定長期優良住宅とは

通常の住宅と比べて、特に長期にわたり良好な状態で使用できる構造や設備を備えているとして、着工までに市の認定を得た住宅です。

★各減額期間を過ぎると、本来の税額となります。

(2)住宅耐震改修に伴う減額措置

令和8年3月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合は固定資産税が減額されます。

減額される期間	減額される範囲	減額割合
1年間	1戸あたり120㎡まで	1/2減額
		2/3減額 (認定長期優良住宅となったもの)

○次の全ての要件にあてはまる住宅

- ①昭和57年1月1日以前建築の住宅
- ②耐震改修工事費用が50万円を超えるもの（リフォーム代金は除く）
- ③耐震改修を行うことにより、一棟全体が現行の耐震基準に適合すること

(3)バリアフリー改修に伴う減額措置

令和8年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合は固定資産税が減額されます。

減額される期間	減額される範囲	減額割合
1年間	1戸あたり100㎡まで	1/3減額

○次の要件にあてはまる住宅

- ①新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）
- ②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ③改修工事費用が50万円を超えるもの（リフォーム代金、補助金等を除く）

○次のいずれかに該当する方が居住する住宅

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または、要支援認定を受けている方
- ③障害者の方

○対象となるバリアフリー改修工事

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室・トイレの改良 ④手すり取付け
⑤床の段差解消 ⑥引き戸への取替え ⑦床表面の滑り止め

(4)省エネ改修に伴う減額措置

令和8年3月31日までに一定の省エネ改修工事を行った場合は固定資産税が減額されます。

減額される期間	減額される範囲	減額割合
1年間	1戸あたり120㎡まで	1/3減額
		2/3減額 (認定長期優良住宅となったもの)

○次の要件にあてはまる住宅

- ①平成26年4月1日以前建築の住宅（賃貸住宅を除く）
②改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
③対象となる省エネ改修工事のうち
 (1)及び(2)(3)(4)の断熱改修にかかる工事費が60万円を超えていること、
 又は(1)及び(2)(3)(4)の断熱改修にかかる工事費が50万円を超えて、
 (5)(6)(7)(8)と合わせて60万円を超えていること。（リフォーム代金、補助金等を除く）
④改修を行うことにより、現行の省エネ基準に新たに適合すること

○対象となる省エネ改修工事

- (1)窓の断熱改修工事 (2)床等の断熱改修工事
(3)壁の断熱改修工事 (4)天井等の断熱改修工事
(5)高効率空調機の設備設置工事 (6)高効率給湯器の設備設置工事
(7)太陽熱利用システムの設備設置工事 (8)太陽光発電設備の設置工事

※(2)～(4)いずれの減額措置も、改修後3ヶ月以内の申告が必要です。

[償却資産に対する課税]

◆償却資産とは

事業の用に供する土地や家屋以外の有形固定資産で、法人税法又は所得税法に基づき減価償却を行っている資産です。（事業の例：製造業、小売業、農業、不動産業、太陽光発電など）

償却資産具体例

資産の種類		具体例
1	構築物(建物附属設備を含む)	舗装路面、看板、門及び塀、ビニールハウス、テナントの造作（※1）など
2	機械及び装置	各種製造機械、自走式作業用機械、太陽光発電設備など
3	船舶	漁船、ボート、釣り船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	大型フォークリフト、台車など（※2）
6	工具、器具及び備品	ルームエアコン、パソコン、金型、看板、陳列棚、複合機など

※1 家屋の貸借人など（テナント）が取付けた内装工事などは、テナントの償却資産として扱います。そのため、テナントが償却資産として申告する必要があります。

※2 自動車税、軽自動車税の対象となる車両を除く。

◆評価のしくみ

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。なお、個々の資産の評価額は、取得価額の5%が最低限度になります。

取得価額	国税（所得税、法人税）と同様	
減価率	固定資産評価基準によって耐用年数に応じて定められている減価率	
評価額	前年中に取得した資産	評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
	前年前に取得した資産	評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

◆申告

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に豊橋市内に所有する償却資産を申告しなければならないと定められています。

対 象 者	償却資産を所有している方、又は他の事業者 [※] に事業として償却資産を貸付けしている方(前年中に廃業、相続等あった方も含む)	
申 告 内 容	1月1日現在豊橋市内に所有している資産の種類、名称、取得価額、数量、取得年月、耐用年数など	
提 出 期 限	毎年1月末日	
提出の方法	郵送又は窓口へ持参	前年の12月中旬までに市役所から申告書を送付します。
	電子申告 ^{エルタックス} (eLTAX)	地方税ポータルシステム「eLTAX」を用いて申告します。「eLTAX」については表紙裏をご覧ください。
提 出 先	〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所財務部資産税課 償却資産担当 ☎ 0532-51-2226	

③ 都市計画税

都市計画税は、道路、下水道、公園を整備する都市計画事業または、土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。

課 税 対 象 資 産	市内の市街化区域内に所在する土地、家屋	
納税義務者(都市計画税を納める人)	毎年1月1日時点の土地、家屋の所有者	
土 地、家 屋 の 価 格 の 決 め 方	固定資産税と同じ価格	
住宅用地に対する課税標準の特例	小 規 模 住 宅 用 地	価格×1/3
	一 般 住 宅 用 地	価格×2/3
負 担 調 整 措 置	固定資産税と同様	
税 額 の 算 出 方 法	課税標準額×税率(0.25%)	
免 税 点	固定資産税が免税点未満のものは課税されません。 (→P26参照)	
納 税 方 法	固定資産税(土地・家屋・償却資産)とあわせて、同一の納税通知書で納付。	

4 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの卸売販売業者等が、市内の小売販売業者に売り渡すたばこに対してかかる税金です。

◆納税義務者（市たばこ税を納める人）

卸売販売業者等に課税されます。小売定価には市たばこ税などの税金が含まれていますので、実際に税金を負担するのはたばこを買った消費者です。

◆税額の算出方法

税額＝市内の小売販売業者に売り渡したたばこの合計本数×税率（1,000本につき6,552円）

※ 葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは「重量」により、加熱式たばこは「重量」と「価格」により本数へ換算します。

◆申告と納税

卸売販売業者等が、毎月末日までに前月に売り渡したたばこに対する税金を市に申告して納めます。

5 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税金です。

◆納税義務者（鉱産税を納める人）

鉱物の掘採事業を行う鉱業者

◆税額の算出方法

鉱物の価格×税率（1％）

（ただし、1か月間に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合は0.7％）

◆申告と納税

鉱業者が毎月掘採した鉱物の数量、価格、税額などを翌月20日までに申告して納めます。



6 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設等の設備及び観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるために設けられた目的税で、鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に課税されます。

納税義務者	鉱泉浴場の入湯客 ※ただし、12歳未満の方など、課税されない場合があります。
税 率	入湯客1人1日について 150円
納入方法	鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、前月分を毎月15日までに申告して納入します。

7 軽自動車税

◆環境性能割

軽自動車税（環境性能割）は、令和元年10月1日から従来の自動車取得税が廃止された代わりとして新たに導入されました。軽自動車の取得時に課税され、取得額に環境性能に応じた税率をかけて計算されます。当分の間賦課徴収事務は愛知県が行います。

◆税率

環境性能割額＝軽自動車の取得価額（50万円を超えるもの）×税率

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車 排出ガス基準に適合する天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	令和12年度燃費基準80%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）		
	令和4年度燃費基準＋5%達成車（貨物）		
	令和12年度燃費基準75%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準達成車（貨物）		
	令和12年度燃費基準70%達成車かつ 令和2年度燃費基準達成車（乗用）	2%	1%
	令和4年度燃費基準95%達成車（貨物）		
上記以外（乗用・貨物）		2%	

ガソリン車・ガソリンハイブリッド車は平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る

◆種別割

軽自動車税（種別割）は、市内に主たる定置場のある軽自動車等（原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車）の所有者等に対してかかる税金です。

◆納税義務者（軽自動車税を納める人）

毎年4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有又は使用している人。

◆税率

●原動機付自転車及び二輪車等

車 種 区 分		税 額
原動機付 自 転 車	50cc以下もしくは0.6kw以下（白色ナンバー）	2,000円
	50cc超～90cc以下もしくは0.6kw超～0.8kw以下（黄色ナンバー）	2,000円
	125cc以下かつ最高出力4.0kw以下（白色ナンバー）	2,000円
	90cc超～125cc以下もしくは0.8kw超～1.0kw以下（桃色ナンバー）	2,400円
	ミニカー（空色ナンバー）	3,700円
二輪の軽自動車 125cc超～250cc以下（側車付きのものを含む）		3,600円
二輪の小型自動車 250cc超		6,000円
小型特殊 自 動 車	農耕作業用自動車（草刈脱穀作業用自動車含む）	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円

●三輪車・四輪以上の軽自動車

車種区分			税率		
			最初の新規検査から 13年を経過した車両※	最初の新規検査が平 成27年 3 月31日ま での車両	最初の新規検査が平 成27年 4 月 1 日以 降の車両
四輪 以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円
三 輪			4,600円	3,100円	3,900円

※平成24年3月までに最初の新規検査を受けた車両（電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車は対象外）

●「グリーン化特例（軽課）」について

排出ガス、燃費性能の優れた車両についての特例として最初の新規検査を受けた車両（新規登録車両）で、環境負荷の小さいものは、令和7年度の税率が軽減されます。

車種区分			令和 7 年度		
			①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減
四輪 以上	乗用	自家用	2,700円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	—	—
		営業用	1,000円	—	—
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円

※最初の新規検査（新規登録）が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの車両。

- ①電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車）
 ②令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
 ③令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
 ※②③については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の車両に限ります。また、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。
 ※燃費基準の達成状況については、車検証の備考欄に記載されています。

◆申告

軽自動車等を取得した場合はその日から15日以内に、市外へ転出した場合又は軽自動車等を譲渡した場合は30日以内に下記の場所で申告してください。

（なお、廃車する場合も下記の場所で、速やかに申告してください。）

種 類	申 告 場 所
原 動 機 付 自 転 車 (125cc以下) 小 型 特 殊 自 動 車	豊橋市役所財務部資産税課 豊橋市今橋町1番地 ☎0532-51-2210
二 輪 の 軽 自 動 車 (125cc超 250cc以下)	愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2049
二 輪 の 小 型 自 動 車 (250cc超)	
三 輪 及 び 四 輪 以 上 の 軽 自 動 車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所 ☎050-3816-1771

◆納税

市役所から送付する納税通知書によって、毎年5月末日（当日が土曜日又は日曜日の場合は、その翌月曜日）の納期限までに納めていただきます。

なお、軽自動車税(種別割)には、自動車税のような月割課税制度はありません。

◆減免

身体障害者等の為に使用するなど、一定の要件を満たす軽自動車について、減免の措置があります。

◆オリジナルナンバープレート

豊橋市のマスコットキャラクター「トヨッキー」の図柄を盛り込んだオリジナルナンバーを平成23年9月9日から交付しています。



見本 原付 50cc 以下

8 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、事業所の床面積及び従業者の給与総額に応じて課税されます。

区 分	事 業 所 税		
納 税 義 務 者	市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従業者割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1㎡につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の0.25%	
免 税 点	資 産 割	市内の事業所床面積の合計が1,000㎡以下	
	従業者割	市内の従業者数の合計が100人以下	
納 付 の 方 法	納税義務者が課税標準額や税額などを申告し、納付します。		
申告納付期限	法 人	事業年度終了の日から2ヵ月以内	
	個 人	翌年の3月15日まで	

※単独では免税点以下でも、みなし共同事業に該当することで免税点を超えることがあります。

◆申告

●事業所税の申告が必要な方

- 市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人で、市内の事業用家屋の床面積の合計が900㎡を超えた方、又は従業者の合計が90人を超えた方
- 前事業年度又は、前年の個人に係る課税期間において事業所税の納税義務を有していた方

●事業所用家屋の貸付けに係る申告が必要な方

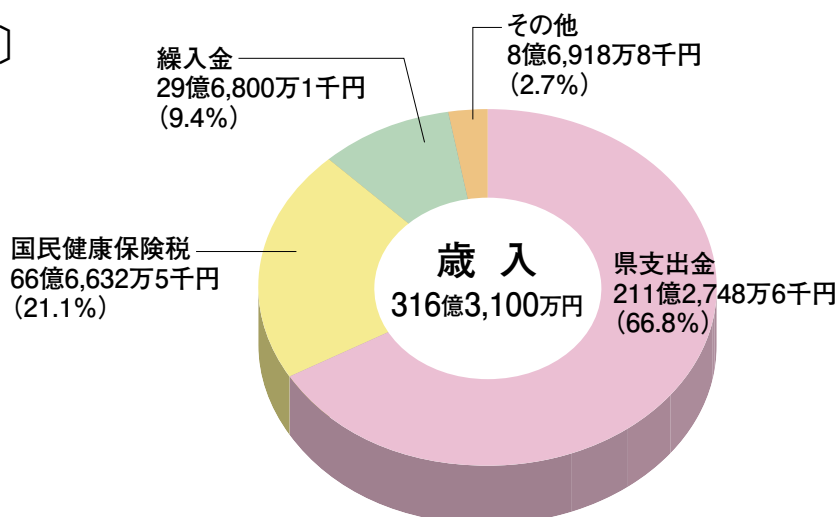
- 事業所税の納税義務者に事業用家屋等を貸付けている方

◆目的と財政

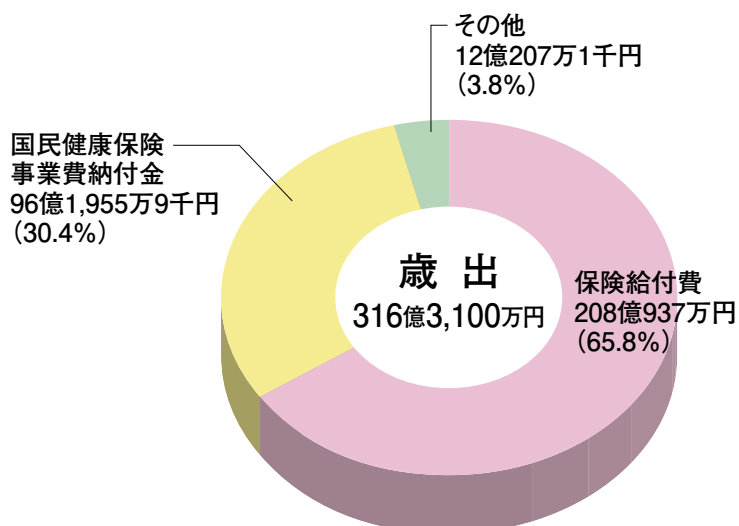
国民健康保険税は、市が行う国民健康保険事業に必要な費用を被保険者の皆さんに負担していただく税金です。このように用途の決まっている税を目的税といいます。その財政は、次のようになっています。

〔令和7（2025）年度 当初予算〕

〔歳入〕



〔歳出〕



この国民健康保険税は、被用者保険（会社や役所などの職場で加入する健康保険など）や後期高齢者医療制度に属さない人を対象に、病気やケガをした時に安心して医療が受けられる制度です。被保険者それぞれの所得などに応じて保険税を負担していただきます。

税額は医療分（基礎課税額）、支援金分（後期高齢者支援金等課税額）及び介護分（介護納付金課税額）の合算額です。医療分と支援金分は国民健康保険に加入しているすべての方に課税され、介護分は40歳以上65歳未満の方に課税されます。

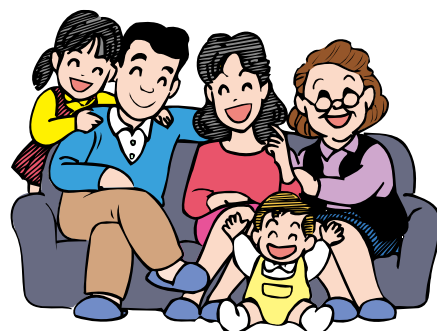
◆納税義務者（国民健康保険税を納める人）

国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税義務者となります。ただし、この場合世帯主の所得などは課税の計算から除外されます。世帯とは、原則として住民票の世帯と同じです。

国民健康保険に加入していた世帯主が後期高齢者医療制度に移行した場合も、配偶者など同一世帯の家族が国民健康保険に加入している場合、世帯主の所得などは課税の計算から除外されますが、後期高齢者医療制度に移行した世帯主あてに納税通知書を送ります。

◆税額の算定方法

国民健康保険税は、医療分、支援金分、介護分のそれぞれについて、所得割・被保険者均等割（以下「均等割」といいます。）・世帯別平等割（以下「平等割」といいます。）の3区分で算定し、合計した額が1年度分（4月から翌年3月まで）の税額です。医療分、支援金分、介護分のそれぞれの課税限度額は別々に計算します。なお、年度途中で加入したときは加入した月から月割で計算し、途中で脱退したときは脱退した月の前月までの分を月割で計算します。



令和7（2025）年度の税率及び課税限度額は下表のとおりです。

	医 療 分	後期高齢者支援金分	介 護 分 (40～64歳の方対象)
所 得 割	加入者の算定基礎額※の合計×7.27% [6.69%]	加入者の算定基礎額※の合計×2.88% [3.03%]	加入者の算定基礎額※の合計×2.53% [2.40%]
被保険者均等割	被保険者1人につき 24,300円 [21,600円]	被保険者1人につき 9,600円 [9,600円]	被保険者1人につき 9,900円 [9,300円]
世帯別平等割	1世帯につき 23,400円 [23,400円]	1世帯につき 9,300円 [10,200円]	1世帯につき 6,900円 [7,500円]
課 税 限 度 額	660,000円 [650,000円]	260,000円 [240,000円]	170,000円 [170,000円]

[] 内は令和6年度の税率と限度額です。

※算定基礎額とは総所得金額等から43万円を引いた金額です。

◆国民健康保険税の軽減・減免の制度について

●軽減制度（国の制度）

国民健康保険税には、世帯（世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者〔国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後も同一世帯にいる方〕）の前年所得金額の合計が一定金額以下の場合、均等割・平等割の金額から7割、5割、又は2割を減額する制度があります。判定の基準日は、4月1日です。4月2日以後に新たに国民健康保険に加入される世帯又は世帯主が変更となった世帯については、異動日が判定基準日になります。

軽減割合	世帯の前年輕減判定所得※ ¹
7 割	43万円 + (給与所得者等の数※ ² - 1) × 10万円以下
5 割	43万円 + (給与所得者等の数※ ² - 1) × 10万円 + 30.5万円 × 被保険者等の数※ ³ 以下
2 割	43万円 + (給与所得者等の数※ ² - 1) × 10万円 + 56万円 × 被保険者等の数※ ³ 以下

※¹ 世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得金額の合計等です。65歳以上の方（年齢は1月1日時点）の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※² 世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与収入が55万円を超える方、又は公的年金の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金の収入が125万円を超える65歳以上の方（年齢は1月1日時点）の数を指します。該当者が0人の場合、下線部は0とみなします。

※³ 被保険者及び特定同一世帯所属者の数です。

●未就学児への均等割の軽減制度（国の制度）

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）にかかる均等割について、その5割を軽減します。

●産前産後期間の所得割及び均等割の軽減制度（国の制度）

出産する予定または出産した被保険者にかかる産前産後期間（単胎妊娠4カ月、多胎妊娠6カ月）の所得割と均等割を軽減します。（原則届出必要※）

※「出産育児一時金」の支給等により出産の事実が確認できる場合、届出は不要です。

●非自発的失業者に対する軽減制度（国の制度）

倒産や解雇などにより離職された方や、雇い止めにより非自発的に離職された方の国民健康保険税を軽減する制度です。軽減を受けるためには申告が必要です。

●対象者

「雇用保険受給資格者証」の離職理由の番号が以下に該当する方

	離職理由の欄の番号						申告必要
特定受給資格者	11	12	21	22	31	32	
特定理由離職者	23	33	34				

※特例受給資格者証や高年齢受給資格者証（65歳以上）をお持ちの方は、軽減対象ではありません。

●軽減内容

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、対象者の方の前年の給与所得を100分の30として算定します。

●軽減期間

離職した日の翌日の属する月からその翌年度末までです。

●申告方法

「雇用保険受給資格者証（原本）」または「雇用保険受給資格通知書」とマイナンバーを確認できる書類をお持ちのうえ、西館1階国保年金課窓口で申告してください。

申告は郵送や電子申請でも可能です。詳しくは、国保年金課までお尋ねください。

●減免制度（豊橋市の制度）

豊橋市では、所得の少ない世帯の国民健康保険税の負担を軽くするため、均等割・平等割の金額から一定割合を減額する独自の減免制度を設けています（非自発的失業者の軽減を受けている世帯を除く。）。判定基準日は、軽減制度と同じです。

減免の適用にあたっては、被保険者でない世帯主及び特定同一世帯所属者も被保険者とみなして市民税所得割が非課税かどうかの判定をします。また、住民税において障害者控除や寡婦控除、ひとり親控除に該当している方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、申請により所得割相当額を減免します。

減免の割合	対 象	申請
10%	7割・5割軽減該当世帯で、市民税所得割が非課税の世帯	原則不要※
20%	2割軽減該当世帯で、市民税所得割が非課税の世帯	
40%	上記以外の世帯で、市民税所得割が非課税の世帯	

令和7年度市民税所得割定額減税が適用される方については減免前の市民税所得割を用いて判定します。

未就学児への均等割の軽減制度に該当する場合は、当該児童への上記減免のうち均等割については適用されません。

※1月1日現在、市内に住所が無い方は、豊橋市で市民税所得割が非課税であることが確認できない場合があります。申請により減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

災害・疾病・事業の廃止等により国民健康保険税の納付が困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。詳しくは、国保年金課までお尋ねください。

●その他

軽減・減免は、前年中の所得の申告が済んでいない世帯には適用できません。所得の無い方、遺族年金、障害年金・雇用保険等非課税所得のみの方も、軽減・減免の適用を受けるためには市民税・県民税の申告が必要です。ただし、家族の税法上の扶養になっている場合には、申告の必要はありません。

●後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

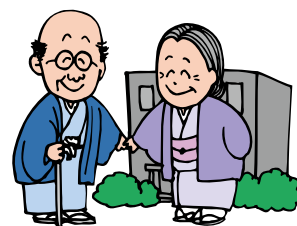
国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行する影響を少なくするために、国民健康保険税においては、後期高齢者医療制度に移行した人がいる世帯について、緩和措置があります。

また、全国健康保険協会（協会けんぽ）など被用者保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行することで、その健康保険の扶養に入っていた人が国民健康保険に加入した場合（国民健康保険加入日で65歳以上の人に限る。）についても、緩和措置があります。

●特定同一世帯所属者を含めた軽減判定、減免判定

「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険の資格を喪失した後も同じ世帯に属する方のことです。なお、当該世帯に国民健康保険の加入者がいなくなった時点で特定同一世帯所属者ではなくなります。

特定同一世帯所属者を含めて軽減及び減免の判定をするというのは、特定同一世帯所属者が国民健康保険に加入していたときと同じ基準で軽減及び減免を行い、後期高齢者医療制度移行への影響を極力少なくしようというものです。



●特定世帯の平等割（世帯割）緩和措置

特定同一世帯所属者がいる世帯で、国民健康保険の加入者が1人の場合を「特定世帯」といい、移行から5年間は平等割（世帯割）が半額になります。その後3年間は「特定継続世帯」といい、平等割（世帯割）が4分の3になります。なお、特定同一世帯所属者は、もともと国民健康保険税では介護分がかからないため、半額になるのは医療分及び支援金分です。

特定同一世帯所属者の後期高齢者医療保険料は個人単位であるため、平等割（世帯割）という概念がありません。均等割（人数割）に平等割（世帯割）が含まれると考えられるため、特定世帯のように国民健康保険の加入者が1人だけの場合に、平等割（世帯割）を減額し、負担を減らすものです。

●旧被扶養者（国民健康保険加入日現在65歳以上）の減免措置

全国健康保険協会（協会けんぽ）などの被用者保険（任意継続健康保険を含みます。国民健康保険組合は含みません。）に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行した場合、それまで被扶養者だった人は、他の人の被用者保険の被扶養者になれないとき、国民健康保険に加入することになります。そのような場合、国民健康保険の加入日現在で65歳以上である人（「旧被扶養者」といいます。）を対象として、減免措置を実施します。豊橋市の場合、この減免を受けるために申請は必要ありません。

【減免の内容】

- ①所得割が免除になります。
- ②7割軽減又は5割軽減に該当しない場合、均等割が半額になります（2年間）。
- ③旧被扶養者のみの世帯で、7割軽減又は5割軽減に該当しない場合、平等割が半額になります（特定同一世帯所属者の緩和措置に該当する場合を除きます。）（2年間）。

◆納付方法

国民健康保険税の納付方法は、世帯主が受け取る年金から予め徴収される「特別徴収」と、口座からの自動引き落とし、もしくは納付書を使って金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただく「普通徴収」があります。また、豊橋市では国民健康保険税の普通徴収は口座振替での納付をお願いしています。納め忘れない、便利な口座振替のご利用をお願いします（口座振替について、詳しくは50ページをご覧ください。）。

●特別徴収

●対象者

老齢等年金給付を受けている65歳～74歳の国民健康保険加入者である世帯主で、次の要件のすべてに該当する方です。

- ①世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳
- ②年金を年額18万円以上受給し、介護保険料が年金から徴収されている
- ③介護保険料との合計額が年金額の2分の1相当額を超えない
- ④口座振替ではなく、納付書で納めている

●納期

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

●普通徴収

●対象者 特別徴収以外の方

●納期

各期の税額は、年間税額を8等分したものとなります。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

◆納税は期限内に

市税の納付をうっかり忘れて納期限を過ぎると、滞納として督促状が送付され、本来納付すべき税額のほかに延滞金もあわせて納付しなければなりません。

また、滞納したまましていると納期限までに納付された納税者との公平性を保つため、やむを得ず財産の差押えなどの滞納処分を行うこととなります。

このように市税の滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろんのこと、滞納整理のために多額の費用が必要となり、市全体の大きな損失ともなりますので、市税の納期内納付にご協力をお願いします。



◆納付場所

市税は次の場所で納めてください。(令和7年4月1日現在)

●豊橋市指定金融機関（本店、支店及び出張所）

三菱UFJ銀行

●豊橋市収納代理金融機関（本店、支店及び出張所）

- ・銀行：みずほ（令和7年度以降は口座振替のみ）、三井住友（口座振替のみ）、静岡、清水、十六、あいち、大垣共立、名古屋、三十三銀行
- ・信用金庫：豊橋、岡崎、豊川、蒲郡、浜松磐田
- ・豊橋商工信用組合、東海労働金庫、豊橋農業協同組合、イオ信用組合、信用組合愛知商銀
- ・ゆうちょ銀行・郵便局（愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県に所在するものに限ります。）

●コンビニエンスストア（全国にある店舗）

セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ニューヤマザキデイリーストア、ローソン

●MMK端末設置店舗

設置店舗は <https://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/index.html> でご確認ください。

●モバイルレジ

手続き方法などの詳細は<https://www.city.toyohashi.lg.jp/17125.htm>を参照してください。

●地方税統一QRコードによる納付

クレジットカードや電子決済アプリ等による納付が可能です。また、全国の金融機関及びゆうちょ銀行で納付が可能です。

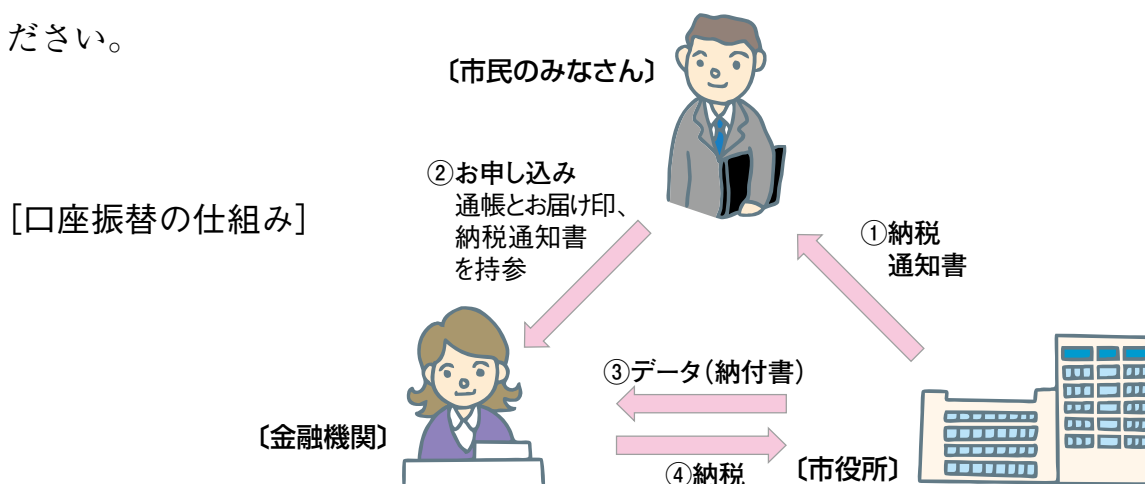
手続き方法や利用可能な電子決済アプリなどの詳細は<https://www.city.toyohashi.lg.jp/4378.htm>を参照してください。

●豊橋市役所納税課

豊橋市役所 西館 2階

◆納税は便利な口座振替で

口座振替制度は、ご指定の口座から自動的に市税が振り替えられて納付できるため、納め忘れの心配がなく、お忙しい方などに便利な制度です。ぜひご利用ください。



●口座振替取扱金融機関

指定金融機関および収納代理金融機関（前ページ参照）。

※市外の支店の口座でもご利用できます。

●申込手続き

申込用紙は、市内の口座振替取扱金融機関の窓口にて備え付けてあります。預貯金通帳、お届け印、納税通知書をお持ちのうえ、直接金融機関の窓口でお申し込みください。

※市外の金融機関でお申し込みされる場合、申込用紙が備え付けてない場合がありますので、事前に納税課に申込用紙を請求するか、市ホームページからダウンロード（「豊橋市口座振替」で検索）してお持ちください。

●口座振替の開始

お申込み月の翌月末以降の納期分から口座振替となります。納期月の中旬に口座振替設定完了通知書を送付いたします。ただし、固定資産税「全納」・第1からの「期別」及び軽自動車税は、3月31日までに申し込まれた方が振替の対象となります。

◆電子納税サービスの利用

法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税（特別徴収）については、eLTAXで電子申請したデータをもとに金融機関が提供しているインターネットバンキングやクレジットカードなどから納付手続きができます。詳しくはeLTAX地方税ポータルサイト（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

◆納税の相談

生活を営むうえで災害や犯罪被害、病気、失業、事業損失など、どうしても納期限までに納税できない場合があります。

このような予期せぬ出来事で、納税が困難となった場合は、猶予制度もありますので、納税課の窓口でご相談ください。

◆市税を滞納した場合

納期限を過ぎた場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため延滞金を納めていただくことになります。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。

(令和7年1月現在)

延滞金利率一覧表		
①納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	～平成11年	年 7.3%
	平成12年～13年	年 4.5%
	平成14年～18年	年 4.1%
	平成19年	年 4.4%
	平成20年	年 4.7%
	平成21年	年 4.5%
	平成22年～25年	年 4.3%
	平成26年	年 2.9%
	平成27年～28年	年 2.8%
	平成29年	年 2.7%
	平成30年～令和2年	年 2.6%
	令和3年	年 2.5%
	令和4年～	年 2.4%
②納期限の翌日から1か月を経過した日以降	～平成25年	年14.6%
	平成26年	年 9.2%
	平成27年～28年	年 9.1%
	平成29年	年 9.0%
	平成30年～令和2年	年 8.9%
	令和3年	年 8.8%
	令和4年～	年 8.7%

- (注) 1. 税額が2,000円未満の場合、延滞金は徴収しません。
2. 徴収する税額の1,000円未満は切り捨てて計算します。
3. 算出された延滞金が1,000円未満の場合、延滞金は徴収しません。
4. 算出された延滞金の100円未満の端数は切り捨てます。
5. 延滞金は法改正により率に変更されることがあります。詳しくは納税課へお問い合わせください。

計算方法はP66のQ & Aを参照してください。

◆国税の種類

所得税及び復興特別所得税	個人の所得に対してかかる税金です。
法人税及び地方法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかる税金です。
相続税	亡くなった人から相続や遺贈によって財産を取得したときにかかる税金です。
贈与税	個人から財産をもらったときにかかる税金です。
消費税	商品・製品の販売やサービスの提供などにかかる税金です。
酒税	清酒、ウイスキー、ビールなどにかかる税金（製造場から出荷するときに課税）です。
揮発油税及び地方揮発油税	自動車用のガソリンなどにかかる税金（製造場から出荷するときに課税）です。
その他	航空機燃料税、自動車重量税、印紙税、登録免許税、たばこ税、たばこ特別税など

税について調べる（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>）

【チャットボット】

チャットボット（ふたば）はA I（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。個人の方の国税に関する相談についてご利用ください。

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談です。よくあるご質問に対する答えを探することができます。

税務署の代表電話は自動音声により案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

●国税に関する一般的なご相談は「1」

●税務署からの照会やお尋ねは「2」

豊橋税務署 〒440-8504 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎

代表電話番号 0532-52-6201



自宅やオフィスなどの
パソコンから申告・納税
e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

e-Tax
国税電子申告・納税システム

◆県税の種類

県民税	県内に住所、事務所等がある個人・法人にかかる税金で、均等割と所得割（個人）・法人税割（法人）があります。 また、個人については金融機関等を通じて納める利子割、配当割、株式等譲渡所得割があります。
事業税	個人・法人ともに事業を営んでいるときにその所得金額又は収入金額に対してかかる税金です。外形標準課税対象法人については、所得金額又は収入金額に加え、付加価値額及び資本金等の額に対してかかります。
不動産取得税	土地や建物を取得した時、その不動産を取得した人にかかる税金です。
自動車税環境性能割	自動車を取得した時にかかる税金です。（注1）
自動車税種別割	県内に定置場のある自動車を所有している人にかかる税金です。（注2）
鉱区税	鉱区で鉱物を採掘する権利（鉱業権）をもっている人にかかる税金です。
狩猟税	狩猟者の登録を受ける時にかかる税金で、その額は狩猟免許の種類によります。
固定資産税	市町村でかかる固定資産税のうち一定の額を超えるもの（大規模の償却資産）にかかる税金です。
地方消費税	商品の販売やサービスの提供などにかかる税金です。（国税の消費税とあわせてかかります。）
県たばこ税	卸売業者などが、小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかる税金です。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用した時にかかる税金で、ゴルフ場の経営者を通じて納める税金です。
軽油引取税	バス・トラックなどの燃料である軽油の引取りなどにかかる税金です。
産業廃棄物税	排出事業者などが最終処分場に産業廃棄物を搬入するときにかかる税金です。

（注1）消費税率10%への引き上げにあわせて、令和元年10月1日に自動車取得税は廃止され、「自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割」が導入されました。

（注2）令和元年10月1日からの消費税率10%への引き上げにあわせて、自動車税の名称は「自動車税種別割」となり、令和元年10月1日以降に新車新規登録のあった自家用乗用車及びキャンピング車の税率が引き下げられました。

県税についての情報は「愛知県総務局財務部税務課」のホームページにも公開しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000026124.html>

これら県税についてのお問い合わせは愛知県東三河県税事務所まで

住所 〒440-8528 豊橋市八町通5-4 東三河県庁（東三河総合庁舎）

電話 0532-54-5111（代表）

※ただし、「ゴルフ場利用税」「軽油引取税」「産業廃棄物税」は

愛知県西三河県税事務所 安城問税課 電話 0566-76-2102、

「自動車税環境性能割」は名古屋東部県税事務所自動車審査課 電話 052-953-7865、

「県民税の利子割」「県民税の配当割」「県民税の株式等譲渡所得割」は

名古屋東部県税事務所課税第一課 電話 052-953-7663 まで

個人市民税

●給与所得と税金

Q 私の給料から引かれている税金は何ですか？

A 給与所得者の方が給与をもらうときには、すでに税金が引かれている場合があります。その税金は、所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税・森林環境税です。

●所得税及び復興特別所得税（国税）

◆源泉徴収と年末調整

所得税及び復興特別所得税は、まず、毎月の給与や賞与などから、その支給金額に応じた税金が引かれます（源泉徴収）。

しかし、源泉徴収では、生命保険料控除などは加味されませんし、また、年の途中で扶養親族の数が変わることもあります。

このため、その年の最後の給与などを支払う際に、1年間の正しい所得税及び復興特別所得税額を計算し、すでに源泉徴収された合計額と差し引きして精算します。この精算を**年末調整**といいます。

◆給与所得者の確定申告

大部分の給与所得者は、年末調整でその年の所得税及び復興特別所得税の精算が済みますが、次のような人は確定申告をしなければなりません。

①給与の収入金額が2,000万円を超える人

②給与を1か所から受けていて、かつ、給与所得・退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人

※市民税・県民税においては20万円以下でも申告が必要です。

③給与を2か所以上から受けていて、かつ、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）との合計額が20万円を超える人

※市民税・県民税においては20万円以下でも申告が必要です。

また、上の①～③にかかわらず次のような人は確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

ア 多額の医療費を支払った人（医療費控除）

イ 住宅ローンでマイホームを取得した人（住宅借入金等特別控除など）

ウ 災害や盗難にあった人（雑損控除など）

●市民税・県民税（地方税）、森林環境税（国税）

◆前年所得課税と特別徴収（給与からの引き落とし）

市民税等も給与から特別徴収されますが、所得税の場合とそのしくみが異なります。

所得税は、毎月の給与の金額に応じて源泉徴収される現年所得課税の方法がとられているのに対し、市民税等は、前年1月から12月までの所得を基礎として計算されます。この課税方法を前年所得課税の方法といいます。

そして、前年所得課税の方法により計算された市民税等は、毎年5月に市町村から各会社等（特別徴収義務者）へ通知され、当年6月から翌年5月までの給与から差し引かれます。これを市民税等の特別徴収といいます（市民税等は、賞与などの特別な手当からは特別徴収されません）。

◆就職と退職と市民税等

市民税等は前年所得課税のため、初めて就職した年には、前年中の所得がない場合に限り、就職した翌年の5月分の給与まで市民税等の特別徴収はありません。

◎就職して

●1年目

令和7年4月入社（令和6年12月までは所得なし）

➡令和7年度の市民税等は非課税です。

●2年目以降（令和8年6月から）

➡前年の所得に対して市民税等が課税されます。

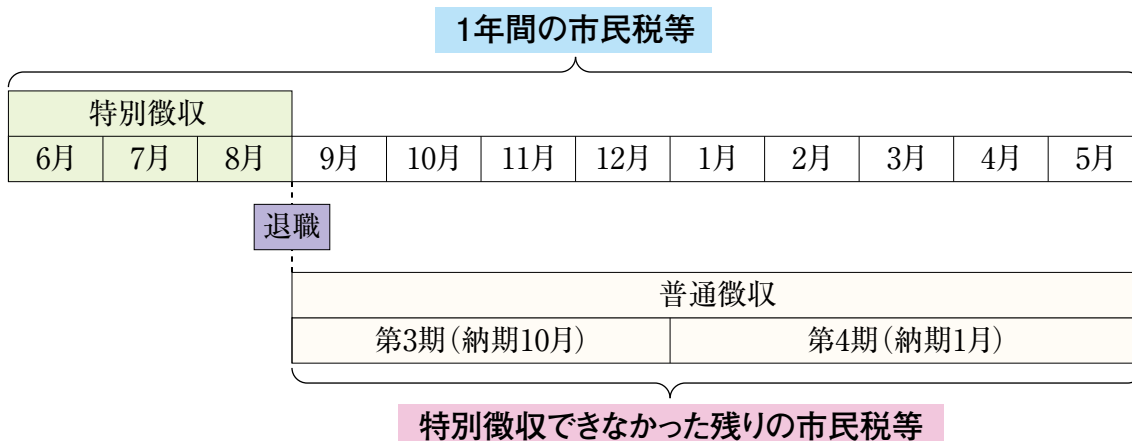
この年以降毎年、給与からは所得税が源泉徴収、市民税等が特別徴収されます。

◎退職して

令和6年1月から12月までの所得に対して、令和7年度の市民税等が課税されており、令和7年6月以降に特別徴収によって納入されていたが、退職により特別徴収ができなくなった場合は、その月以降の市民税等は個人で納付していただくことになります（退職時に一括徴収した場合を除く）。

●退職した年（令和7年8月退職で、8月分まで引き落としがあった場合）

給与からの引き落としは令和7年8月分で終了し、残った税額は納付書等により個人で納付となります。



●翌年（退職日以降収入がない場合）

令和7年1月から8月までの給与に対して市民税等が課税されます。
 令和8年6月に納付書を送付しますので、納期限までに個人で納付してください。（口座振替を設定されている方には、課税明細及び納税通知書のみ送付します。）

個人市民税

●年の途中で引っ越した場合の市民税等は？

Q 私は令和7年4月12日にA市から豊橋市に引っ越してきました。ところが、6月にA市から令和7年度市民税等の納税通知書が送られてきました。

私の市民税等は豊橋市に納めるのではないのですか？

A 市民税等は毎年1月1日現在住所のある市区町村で課税されます。したがってあなたの場合は、令和7年1月1日現在A市に住所がありましたので、現在豊橋市に住んでいても、令和7年度分の市民税等はA市に納めることになります。

個人市民税

●市民税等は年金から特別徴収（引き落とし）される？

Q 私は令和7年度の市民税等を6月と8月に金融機関で納付しましたが、10月の年金から市民税等が特別徴収されています。なぜですか？

A 一定の要件（年齢65歳以上など）を満たす方の市民税等が公的年金から特別徴収されています。これは市民税等の納付方法を変更するもので、新たな税負担が発生するものではありません。

特別徴収が開始される年度は、第1期と第2期は前年どおり口座振替や納付書等で納付していただいて、残額は10月、12月、翌年2月の年金から特別徴収されます（例1参照）。なお10月以降の年金からの特別徴収分を口座振替や納付書等で納付することはできません。

個人市民税

Q 令和7年度の市民税等は令和8年2月の年金からの特別徴収で払い終えているはずですが、翌年度令和8年4月の年金からの特別徴収はどのように計算されるのですか？

A 市民税等が年金からの特別徴収の対象となっている方は、翌年度の市民税等について、前年度の公的年金に係る年税額の2分の1に相当する額が4月、6月、8月の年金からあらかじめ特別徴収（仮徴収）されます。翌年度の市民税等は、年税額から仮徴収分を差し引いた残額が10月、12月、翌年2月の年金から特別徴収（本徴収）されることになります（例2参照）。

（例1）年金受給者Bさんの令和7年度より年金からの特別徴収が始まる場合

（令和7年度）年税額 24,700円		
納付時期	金額	納付方法
第1期（6月）	6,400円	普通徴収
第2期（8月）	6,000円	
令和7年10月	4,100円	特別徴収
12月	4,100円	
令和8年2月	4,100円	

（例2）Bさんの令和8年度市民税等が22,400円である場合（※）

（令和8年度）年税額 22,400円		
納付時期	金額	納付方法
令和8年4月	4,100円	特別徴収 （仮徴収）
6月	4,100円	
8月	4,100円	
10月	3,500円	特別徴収 （本徴収）
12月	3,300円	
令和9年2月	3,300円	

（※）令和8年度に仮徴収される金額は、前年度の公的年金にかかる年税額の2分の1に相当する金額となります。

個人市民税

Q 私の夫は、令和7年9月に亡くなりました。令和7年度の市民税等のうち3期分と4期分が残っていますが、これらも納める必要があるのでしょうか？

A ご遺族等の相続人の方に納めていただく必要があります。
市民税等は、賦課期日（1月1日）に住んでいる方に対して、前年中の所得金額を基準として課税されます。1月2日以降に亡くなった方の市民税等については、ご遺族等の相続人の方が納税義務を引き継ぐことになります。
（参考）亡くなった方の課税について、具体的には次のようになります。

●令和7年9月に亡くなった場合

令和7年度…課税されます（残りがある場合は、相続人の方が納付）

令和8年度…課税されません

令和9年度…課税されません

●令和8年2月に亡くなった場合

令和7年度…課税されます（残りがある場合は、相続人の方が納付）

令和8年度…課税されます（相続人の方が納付）

令和9年度…課税されません

個人市民税

Q 私は今年の10月に障害者手帳を交付されました。税金の軽減が受けられますか？

A 今年の所得税または来年度の市民税等において、所得・控除内容や障害の程度によって税金の軽減を受けられる場合があります。

●所得税が関係する方

今年の会社での年末調整または翌年の所得税の確定申告の際に障害者手帳が必要です。

●所得税が関係しない方

今年の会社での年末調整または翌年度の市民税・県民税の申告の際に障害者手帳が必要です。

個人市民税

Q 私の市民税等には、被扶養者である妻の市民税等が含まれているのでしょうか？

A 含んでいません。市民税等は、扶養に関係なく各個人ごとの所得を基礎として課税されます。

個人市民税

Q 納税通知書が届きません。

A 納税通知書が自宅に届かないのは、次のような場合が考えられます。

- 市民税等が給与からの特別徴収（引き落とし）のみの方
- 市民税等がかからない方 など

個人市民税

Q 所得税の確定申告を税務署で行いましたが、市民税・県民税の申告は必要ですか？

A 申告は不要です。

確定申告により市民税・県民税の申告書も提出したことになります。なお、所得税の確定申告書第二表の住民税に関する事項（16歳未満の扶養親族、配当割額控除額、寄附金税額控除等）および扶養親族、障害者控除、ひとり親又は寡婦控除等の記載もれがないように、申告の際には十分ご注意ください。

個人市民税

Q 私は昨年全く収入がありませんでしたが、市民税・県民税の申告は必要ですか？

A 申告は必要です。

この申告は、あなたの昨年中の所得について申告していただくもので市民税等を算出する基礎となります。また国民健康保険税、介護保険料などの計算、福祉年金の給付などの資料としても重要なものとなります。

申告されませんと、公営住宅、各種手当、高校授業料の軽減、保育園、融資などに必要な所得証明書等を発行できませんのでご注意ください。

個人市民税

●給与や公的年金の他に副収入がある場合

Q 勤務のかたわら雑誌の原稿を書き、15万円ほどの原稿料をいただいています。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞きましたが、市民税・県民税の申告は必要でしょうか？

A 申告は必要です。

所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要とされています。しかし、市民税等にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出します。したがって、副収入額の多少にかかわらず市民税・県民税の申告が必要です。

Q 私は、公的年金の他に生命保険会社から個人年金も受け取っています。所得税の場合は、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告が不要と聞きましたが、市民税・県民税の申告は必要でしょうか？

A 申告は必要です。

所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告が不要とされています（ただし、この場合でも、所得税の還付申告をすることができます）。

しかし、市民税等にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出します。したがって、副収入額の多少にかかわらず市民税・県民税の申告が必要です。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の収入がない場合は、医療費控除、地震保険料控除、ひとり親又は寡婦控除や、年金から引き落とされていない（窓口や口座振替で支払っている）社会保険料等についての控除の適用を受けようとする場合などには、市民税・県民税の申告が必要です。

また、所得税につきまして、確定申告不要の方であっても、上記のような控除を適用することにより還付される所得税額が発生する場合には、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

個人市民税

●パート収入と市民税等の関係

Q 私の妻はパートに出っていますが、年間収入がいくらになると妻に市民税等がかかりますか？また、年間収入がいくらまでだと、私の配偶者控除の対象になるのでしょうか？

A 扶養親族がいない場合、年間給与収入が97万円を超えると市民税・県民税がかかります。配偶者控除の対象となるのは、年間給与収入が103万円以下の場合です。収入と控除の関係は下表をご覧ください。

前年中の合計所得金額 (年間の給与収入)	市民税・ 県民税	所得税	配偶者控除	配偶者 特別控除
42 万円以下 (97 万円以下)	かからない (※ 1)	かからない	対象	対象外
42 万円超 48 万円以下 (97 万円超 103 万円以下)	かかる (※ 2)			
48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万円以下)		かかる (※ 2)	対象外	対象
133 万円超 (201 万円超)				対象外

(※1) 年間の給与収入が96.5万円を超えると森林環境税がかかる場合があります。

(※2) 控除等がある場合、かからない場合もあります。

●扶養控除を受けるには

・お子さんの収入がアルバイト（給与）のみの場合

前項の配偶者控除の対象となる103万円以下と同じです。

・ご高齢の方の収入が公的年金のみの場合

65歳以上の人は公的年金収入が158万円以下、65歳未満の人は108万円以下であれば扶養控除の対象となります。

・家賃・事業収入や利子・配当などの収入がある場合

収入（1年間の家賃収入等）から必要経費（固定資産税等）を引いた所得金額が48万円以下であれば、扶養控除の対象となります。

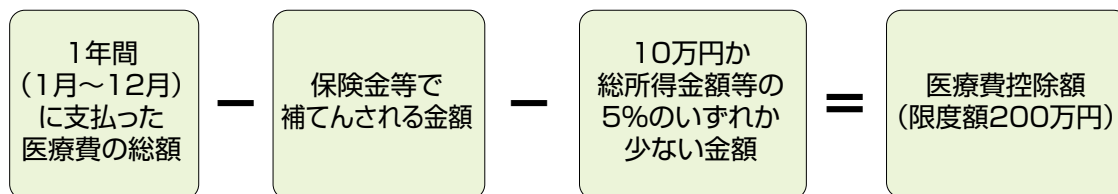
※給与や公的年金、その他の所得を合計した額が48万円以下であれば扶養控除の対象となります。

個人市民税

Q 医療費控除額の計算方法は？

A 納税者本人や家族のために医療費を支払った場合、所得税、市民税等について一定の所得控除を受けられます。これを医療費控除といいます。

●医療費控除の計算方法



（注）医療費は実際に支払ったものに限り、未払い分は実際に支払った年の控除の対象となります。保険金等で補てんされる金額とは、生命保険から支給される入院給付金等の各種給付金、社会保険等から支給される療養費、出産育児一時金などが該当します。

●医療費控除を受けるための手続き

- ①確定申告、または市民税・県民税の申告が必要です。
- ②医療費控除の明細書と申告書を提出してください。年末調整では医療費控除は受けられません。
- ③医療費控除の特例（※）分がある場合、従来の医療費控除とのどちらか一方のみ適用を受けることができます。

※医療費控除の特例：スイッチOTC医薬品（医療用から転用された一部の医薬品）の購入費用を年間12,000円を超えて支払った場合には、その購入費用（上限年間10万円）のうち12,000円を超える額を所得控除できる制度。

●対象となる医療費の範囲

- 1 医師、歯科医師に支払った診療代、治療代
- 2 治療、療養のための医薬品の購入費（一般の薬局での購入も可）
- 3 病院や診療所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、助産所へ支払った入院費、入所費
- 4 治療のためのマッサージ、はり、灸、柔道整復などの費用
※医師の処方が必要な場合があります。疲れを癒すなど、治療に直接関係のないものは対象となりません。
- 5 保健師や看護師などに支払った療養（在宅療養含む）上の世話の費用
- 6 助産師による分べんの介助料
- 7 介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
- 8 次のような費用で、医師等による診療等を受けるために直接必要なもの
 - (1)通院費用、医師等の送迎費、入院中の食事代や部屋代（特別室・個室を除く）、医療器具の購入代や賃借料など（自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金等は対象外）
 - (2)義手、義足、松葉杖などの購入費
 - (3)6ヶ月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代
※医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は「おむつ使用証明書」に代えて市が発行する「介護保険主治医意見書記載内容確認書」でも可

固定資産税

●年の途中で土地・家屋の売買等があった場合は？

Q 私は、令和6年11月に自己所有の土地と家屋の売買契約を締結し、令和7年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和7年度の固定資産税は、誰が納めることになるのですか。

A 令和7年度の固定資産税はあなたに課税されます。

固定資産税は、地方税法の規定により、賦課期日（1月1日）時点の登記簿・補充課税台帳に所有者として記載されている人に対して課税されることになっているからです。そのため、年の途中で売買等により所有者でなくなった場合でも、その年の1月1日時点の所有者であるあなたが、その年度の固定資産税を納める義務があります。

なお、年の途中で家屋を取り壊した場合も、その年の1月1日時点の状況で課税されますので、その年度の固定資産税を納める必要があります。

軽自動車税（種別割）

●軽自動車を廃車した場合、軽自動車税（種別割）は？

Q 今年の4月7日に軽自動車を廃車にしたのに、なぜ今年度の税金を払わなくてはならないのですか。

A 軽自動車税（種別割）は、賦課期日（4月1日）において所有している方に課税されるものであるため、4月7日に廃車しても今年度は課税されます。（軽自動車税（種別割）においては、月割課税の制度はありません。）

なお、逆に4月7日に軽自動車を取得した場合には、今年度は課税されません。

市税証明

●市税の証明・閲覧の手数料は？

Q 市役所ではどのような市税の証明書を発行していますか。

A 以下の表のとおりです。

区 分	主な使用目的	手数料
市民税に関する証明	所得証明書	1年度 200円
	課税証明書	
	非課税証明書	
固定資産税に関する証明等	固定資産評価証明書	1枚 200円
	固定資産公課証明書	
	固定資産証明書	
	家屋証明書	
	住宅用家屋証明書	1件 1,300円
	地籍図等の複写	1枚 250円
	固定資産評価額通知書	無 料
	固定資産課税台帳等の閲覧	1年度 100円
	固定資産物件台帳の閲覧	1冊 100円
納税に関する証明	納税証明書	1年度 200円
	軽自動車税納税証明書（種別割）	無 料
法人所在に関する証明	法人所在証明書	1件 200円

申請の窓口

資産税課税務証明窓口（市役所東館2階20番）及び市内各窓口センター

（固定資産税に関する証明等及び法人所在に関する証明については、資産税課のみの対応）

申請に必要なもの

●窓口に来られた方及び同一世帯の親族（豊橋市内）の方の証明が必要な場合
運転免許証など、本人確認ができるもの

●代理人の場合

窓口に来られた方の運転免許証など本人確認ができるものと、依頼した方の委任状原本（委任状には、住所・氏名・生年月日が必要です。）

※申請内容により関係書類（相続関係では戸籍謄本等）などの提示が必要になる場合がありますのでお問い合わせください。

国民健康保険税

Q 職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の納付書が届きました。なぜでしょうか。

A ご家族の中でどなたか国民健康保険に加入されている方はいらっしゃいませんか。国民健康保険税は世帯を代表して世帯主が納税義務者となります。世帯主がお勤め先の健康保険に加入している場合、世帯主は課税の計算から除外されますが、世帯の中に国民健康保険に加入している方がいれば、原則として世帯主あてに納税通知書をお送りしています。

国民健康保険税

Q 会社を辞めてから保険に加入していませんでしたが、どうしても病院に行きたいので、国民健康保険に入りたいのですが、国民健康保険税はどうなりますか。

A 国民健康保険は会社を辞めた翌日から資格が生じます。国民健康保険税は加入の届出をされた月から課税されるのではなく、会社を辞めた月からさかのぼって課税され、最大3年度前までかかります。会社を辞められたら14日以内に国民健康保険への加入の手続きをする必要があります。

納 税

●口座振替の開始時期はいつからになりますか？

Q 6月中旬、私の所に市民税・県民税の納税通知書が届きました。今日（6月23日）市内の金融機関で口座振替の手続きをしたいと思いますが、いつから振替になるのでしょうか。

A 口座振替の開始時期は、あなたが金融機関で申し込まれた月の翌月末以降に到来する納期限から振替することになります。

したがって、8月の納期分（第2期分）から振替となります。

なお、第1期分は納付書を、金融機関、コンビニに持参し納付するか納付書に記載された納付方法にて納付してください。



納 税

●口座振替の金融機関を変更したいのですが？

Q 私は現在、固定資産税・都市計画税をA銀行の預金口座から振替していますが、B銀行の口座から振替るよう今日（6月16日）手続きしたいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A B銀行の窓口で新たに口座振替の申し込みをしていただくことになります。なお、新しく指定されたB銀行の口座から振替が開始されるのは、翌月末以降に到来する7月の納期分（第2期分）からとなります。

納 税

●市税の随時分[※]は口座振替できますか？

Q 私は現在、市民税・県民税を口座振替で納めています。2月中旬、所得更正により市民税・県民税の随時分の納税通知書がきましたが、この随時分も口座振替で納めることができるのでしょうか。

A 市税及び国民健康保険税の随時分は、口座振替をおこなっていませんので納付書により金融機関、コンビニで納付又は納付書に記載された納付方法にて納付してください。

※随時分とは、通常の納期限とは別に収める分

納 税

●昨年まで口座振替になっていましたが、今年は現金納付の通知書がきました。なぜでしょうか？

Q 私は、固定資産税の共有分を口座振替していますが、共有者が変更になりました。この場合は、口座振替の手続きを新たにしなければ口座振替で納めることはできないでしょうか。

A 土地・家屋の共有の構成者が変更されると、通知書番号（整理番号）が変更になりますので新たに口座振替の手続きが必要です。再度の手続きをお願いいたします。

納 税

●納期限を過ぎてから納付する場合、延滞金の計算方法は？

Q 私は、固定資産税の第1期分（納期限5月31日）87,600円の納付を忘れていました。

8月23日に納付した場合の延滞金の計算方法を教えてください。

A 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。

年2.4%の 割合の期間	$\left[\begin{array}{l} \text{納期限の翌日から} \\ \text{1か月を経過する日まで} \end{array} \right]$	年8.7%の割合の期間	延滞金
$\frac{87,000\text{円(A)} \times 0.024 \times 30\text{日}}{365\text{日}} \text{(B)} + \frac{87,000\text{円(A)} \times 0.087 \times 54\text{日}}{365\text{日}} \text{(B)} \div 1,200\text{円(C)}$			

※(A)…未納額の1,000円未満の端数切捨て
 (B)…算出した額の1円未満の端数切捨て
 (C)…算出した合計額の100円未満の端数切捨て

納 税

●市税を納め過ぎたときは？

Q 私は、市民税・県民税の第2期分について、当初送付された納付書を紛失したと思い、再交付された納付書で二重に納めてしまいました。この納め過ぎた税金を返してほしいのですが。

A 市役所で納め過ぎが確認できしだい「還付通知書」をあなた宛にお送りします。

通知書が届きましたら、「口座振込依頼書」に必要事項を記入のうえ返送してください。あなたの口座に還付金が振り込まれます。



納 税

●コンビニで納められる税金は？

Q コンビニで税金が納められるそうですが、納められる税金を教えてください。

A 市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

納 税

●コンビニで取扱う納付書は？

Q 私は、納期内に固定資産税1期分の315,000円をコンビニで納めようと思いましたが、取扱ってもらえませんでした。どうしてでしょうか？

A 次のような納付書は、コンビニで納めることができません。

- ・バーコードの印字がない納付書（金額が30万円を超える納付書※1）
- ・コンビニでの取扱い期限※2を過ぎた納付書
- ・破損、汚損などによりバーコードが読み取れない納付書
- ・金額を訂正したものや、延滞金欄に金額を記入した納付書

※1（30万円を超える納付書については、納税課にご連絡いただければ限度額以下に分割したものをお送りします。）

※2（取扱い期限とは、納付書に「納期限」と印刷されたものは納期限の翌日から30日後、納付書に「指定期限」と印刷されたものは指定期限の翌日から30日後となります。）

税の窓口

問い合わせたいこと	問い合わせ先	
個人市民税・県民税のことは	☎ 0532-51-2200	市民税課 (FAX 0532-55-3203)
法人市民税及び事業所税のことは	☎ 0532-51-2195	
市たばこ税、鉱産税及び入湯税のことは	☎ 0532-51-2197	
固定資産税及び都市計画税(土地)のことは	☎ 0532-51-2215	資産税課 (FAX 0532-56-5088)
固定資産税及び都市計画税(家屋)のことは	☎ 0532-51-2220	
固定資産税(償却資産)のことは	☎ 0532-51-2226	
軽自動車税のことは	☎ 0532-51-2210	
市税に関する各種証明のことは	☎ 0532-51-2229	
口座振替のことは	☎ 0532-51-2235	納税課 (FAX 0532-56-5110)
市税の収納及び督促並びに過誤納金の還付のことは	☎ 0532-51-2237	
納税相談及び滞納処分のことは	☎ 0532-51-2241	
国民健康保険税の課税のことは	☎ 0532-51-2295	国保年金課 (FAX 0532-55-2929)
固定資産評価審査委員会のことは	☎ 0532-51-2027	行政課 (FAX 0532-56-0789)
国税のことは	☎ 0532-52-6201	豊橋税務署
県税のことは	☎ 0532-54-5111	愛知県東三河県税事務所

市税納税カレンダー

納期月	税金の種類	期別	納期限	納期月	税金の種類	期別	納期限
5月	固定資産税 軽自動車税	第1期 全 期	6 月 2 日	10月	市民税・県民税 国民健康保険税	第3期 第4期	10月31日
6月	市民税・県民税	第1期	6 月30日	11月	国民健康保険税	第5期	12月 1 日
7月	国民健康保険税 固定資産税	第1期 第2期	7 月31日	12月	固定資産税 国民健康保険税	第3期 第6期	1 月 5 日
8月	市民税・県民税 国民健康保険税	第2期 第2期	9 月 1 日	1月	市民税・県民税 国民健康保険税	第4期 第7期	2 月 2 日
9月	国民健康保険税	第3期	9 月30日	2月	固定資産税 国民健康保険税	第4期 第8期	3 月 2 日
毎月	市民税・県民税（給与からの特別徴収）、市たばこ税、 鉱産税、入湯税	偶数月	市民税・県民税（年金からの特別徴収）、国民健康保険税（年金からの特別徴収）	随時	法人市民税、事業所税		

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成18年12月18日

愛知県豊橋市

令和7年度市税のしおり

発 行：豊橋市

編 集：財務部市民税課

発行日：令和7年8月

再生紙を使用しています。